

續編孝義録料

四十二

東山道十三

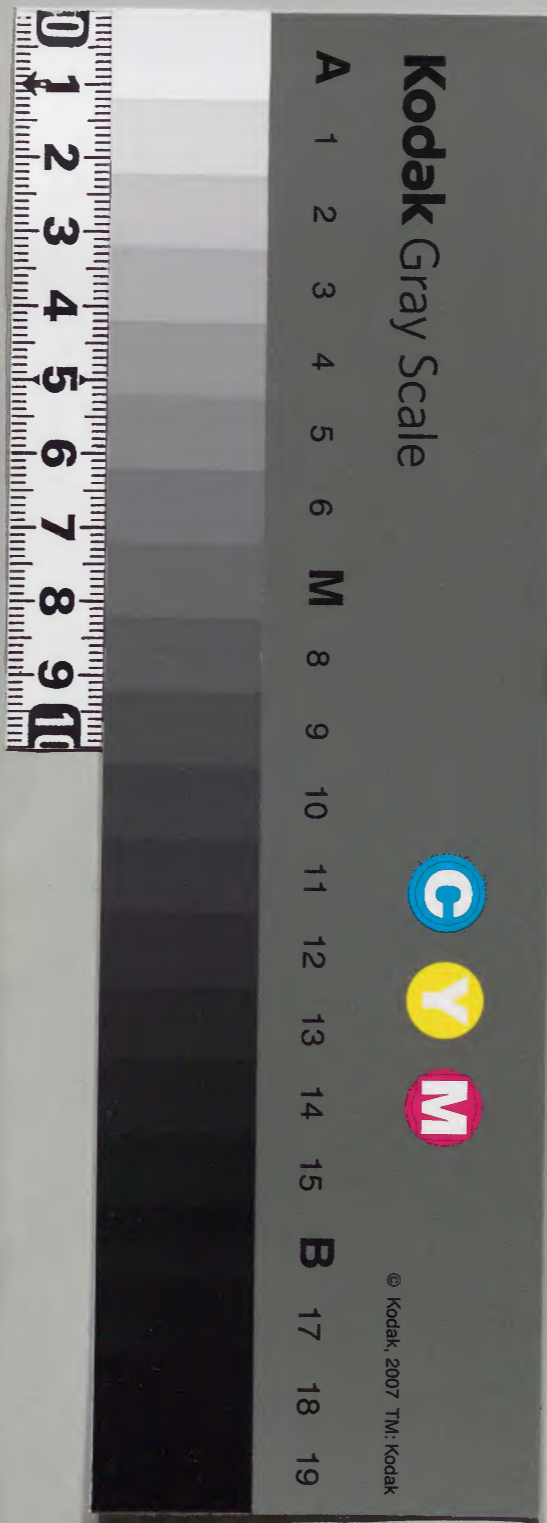
陸奥越後下野

段九十向

共四十二

庫	文	閣	内
五	三		和
八	四		書
函	五		
一	九		
架	〇		
	冊		
	號		
	類		

内閣文庫	
番號	和 34594
冊數	90 (40)
函號	157 401



會津領内善行者書上帳

松平會津

井澤長命

赤坂長命

+



右まゝ村役人海峯と馬と

病回松と宿おんけり有休養事喜

相も難計はさき其方厄介も不相成り白親之に立内り何

走一旅と心海月と松中分り得まらん中い支物と縁と結り白

と他、海付事公危言と少為松と銀鏡波とと心動ひ中候

中一由と中只爰支宿守懐方と心と心と佛神と所成波



松平令之助領分

陸奥國會津郡与久村

百代休職事

まらん

而巳早二年

胡夕乞と病一葉用之油の看病仕得し結末病死仕
以表文二十帛七十條葉を成知年一子と云く得し是
兼田地耕作仕援助致すを以て二十帛儀去る年中分
病重き言歩行お成意い身之在者看病仕と云くあ田
歩行しお成お神に不成し得し心は難し事しお成意日備
取お成者幸し不お成お賤賣代替賃取おし働と云く
漬正銀錢の言仕まん去人言お人子世援助仕神表表お
病一更存し一節病中ハ勿偏常の言ふお成意取心と
表一と云く親お村中ハ睦愛り仕備成と云くお成

右ノ通十知るお凡々お送し一ハ身重致し一申年為
病一更存し七儀お成し一幸

陸奥四河原郡大河村百姓
文正書門石仕り男因親屋村

百姓

二之助

申酉十一條

享年六十五歳

右ノ二ノ物等主人之老若病并村役人海出等も為る言神奴と
云云酒方諸人は是れと云く身重致し一申年為

古くは清瀬兼天四也居年毎に常光名之し物不立家
方。領券も云波多事すくく十のそく。まも仕當年新
百姓おす十の萬もた節。言事出者。月文。此等。方。り。大
ま。百姓お成りすく。返令。とも。近。其。不。兼。具。木。助
カ。波。兵。右。祐。く。者。四。府。に。得。く。親。親。の。方。中。村。中。の。時。友
忠。節。言。行。辨。成。者。四。府。に。他
右。之。通。十。出。の。百。お。凡。く。も。お。遠。之。し。の。月。定。致。上。申。年
右。舊。貞。弟。弟。儀。カ。取。く。の。事

陸奥國那麻郡七坂新田村

高捨並石録

百姓

高捨並

南己五十七年

右。在。惣。所。儀。材。役。人。海。お。く。の。事。四。方。皆。四。府。に。之。し。右。陸。奥。美
津。波。者。云。細。方。滞。り。事。之。四。府。且。天。四。也。居。年。四。代。の。兼。弟。教
之。事。之。一。統。部。民。仕。節。材。中。控。之。新。志。親。十。の。儀。信。官。儀。之。事
利。分。也。拘。り。の。儀。之。四。府。名。之。四。の。返。渡。之。儀。者。之。四。府。に。得。せ
絶。引。回。極。也。心。得。僅。僅。之。仕。勿。偏。お。百姓。之。四。年。貞。弟
令。右。是。之。事。之。儀。渡。カ。及。皆。海。中。の。且。南。云。中。當。村。出。火。友

教九折焼失仕在惣原等七折焼済得とも少く教也而持
仕在月村中焼失し着に粗五十俵附一己の部等と云成亦而
此の部等と云ふ一説に仕在月村中焼失し着に粗五十俵附一己の部等と云成亦而
者之通中如多むおれり等お遠之しん月更爲十二申の由
養兵五俵の由しん事

陸奥國郡麻郡長坂新田村

百姓

庄吉

南七四拾八番

高拾石俵

右庄吉成村役人海出りて爲る云候成者云云森田村中此
陸奥云油滞り候之少府村中困窮し着せし油及爲り着
法寺判りし上油爲仕在庄吉親庄七等由從官云云候
しんを年云力仕當庄吉代お成りて貯とせしり等
少府りて當事申高村出火云云折焼仕得し村中焼失
者しん遊成と云ふ一説二十俵附一仕在庄吉親庄七等由從官云云候
以由
右之通十出りおれり相違云云しん月更爲十二申一年
為養兵五俵の由しん事

坂中上戸所

若物毒

己ん

南正三十八年

右了ん等町役人海出りて支奴兼女子等々所々無事由他
因窮く上若物毒四年願病ら五二年別不匡人等
よ出り等し不相成平日門院を立し月並困窮仕人等
支と大切は志探勝まは者ら系穢或は洗滌也但仕り仕
胡弟四より取し流文まてお働も立多人働と今日内續
そと女子ハ十二歳も成りまて心質仕事に是れお働

お働長く困窮を得親類の方より又港ホニ渡申す
りし金力ホ一切市文一己働と家内務物仕自業申言
川締如着少流り由

右の毎十出り名おれお送し一月度致士一申年為
應元来七俵お取し一年

陸奥國河沼郡塔子村三徳神社

下社奉目忠安人右任下男同郡細谷村

西村

右了ん

南正三十八年

系之任法事、妙物、心、宮、江、娘、来、仕、多、家、由、者、也、安、任、
仕、且、幸、十、年、親、少、三、米、通、来、一、二、申、風、亦、然、二、三、年、何、年、外、也、
在、今、家、由、者、一、同、者、病、仕、二、使、之、江、娘、来、也、也、一、家、由、者、
亦、輕、拍、心、と、付、知、病、人、の、例、一、命、一、宜、取、之、後、何、原、亦、也、申、也、
期、夕、家、由、一、贈、也、と、始、法、用、せ、ト、申、と、亦、お、侍、細、心、と、付、お、働、
物、美、向、分、起、難、一、用、定、仕、子、達、一、命、一、掃、除、或、一、波、濤、
亦、任、才、勝、云、一、お、働、幸、十、年、孫、一、人、と、云、一、家、由、者、也、一、候、亦、也、
仕、多、命、一、去、人、一、懐、抱、亦、お、兼、亦、成、と、一、家、由、者、也、一、一、隣、と、連、川、
抑、世、也、一、情、深、者、亦、お、隣、と、一、共、也、一、也、一、附、原、也、幸、十、年、候、

多、任、拍、由、仕、一、月、才、子、男、女、亦、七、輪、一、才、毎、日、亦、成、女、子、一、別、
一、性、一、也、一、也、一、也、一、一、女、子、と、も、一、一、一、當、主、一、心、と、信、一、云、
一、家、由、者、一、亦、不、仕、一、後、也、在、一、不、亦、成、也、一、也、一、除、費、一、一、拍、也、亦、也、
一、也、一、一、申、又、一、一、子、一、一、期、拍、一、性、兼、仕、お、存、十、七、年、幸、也、一、一、悔、也、一、お、
一、勤、也、一、一、御、後、者、一、亦、存、一、也、
一、一、通、一、一、知、一、一、お、几、一、也、一、一、お、透、一、一、一、一、一、月、亦、成、一、一、申、一、年、
一、一、傍、一、亦、亦、亦、儀、一、亦、亦、一、一、一、一、事、

家牛丹羽新右左任中旨
陸奥國河津郡上合津村

百丹

利右衛門

申年一筆

文化二五年丙辰

右利右衛門新右左任中旨
陸奥國河津郡上合津村
申年一筆
文化二五年丙辰
右利右衛門新右左任中旨
陸奥國河津郡上合津村
申年一筆
文化二五年丙辰

費と省法事
申年一筆
文化二五年丙辰

右利右衛門新右左任中旨
陸奥國河津郡上合津村
申年一筆
文化二五年丙辰

坂下所事書信右任下男

陸奥國河津郡上合津村

百丹

右利右衛門

申年一筆

右利右衛門新右左任中旨
陸奥國河津郡上合津村
申年一筆
文化二五年丙辰

仕多し久し質言非ぬと申す情儀は此邦高貴仕親子
 せ度此邦へ其儀の爲之中に申し申すに申すに
 早出し用心大切仕且賃并兼あり物取高貴仕久か爲
 物未内起掃除くしとと汲取用し物仕支合春年仕
 件入言非目おしと減振仕と取地逃去し透等し而前
 働しお勤之人の爲にお取地返且汲得し暇と申す
 残と申す透と取地返且汲得し暇と申す
 中にも情儀女一人少許の爲と汲得し暇と申す
 少許の爲と申す中にも情儀女一人少許の爲と申す
 心を寄物成者少許に且又在取地返且汲得し暇と申す
 く主人の方より何れは取地返且汲得し暇と申す
 皇前句より何れは取地返且汲得し暇と申す
 情儀と申す存取し申す申す申す申す申す申す申す
 を備町田より申す申す申す申す申す申す申す申す
 仕取申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
 右の通十物より申す申す申す申す申す申す申す申す
 力を盡す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

家中庶田主佐の右仕中百

陸奥國形麻郡佐柳村

百姓

傳右衛門

南己六十二歳

右傳右衛門の父は主人重良の海士として侍り侍成たるは五十七年
に右仕となり凡そ用事未だ未だに依り侍り侍り少くは儀
に事多しお見えなり至るは早稲の揚除草家仕梅一成十月と
おれ侍官仕数年よりおれ留り人より一途遠く
揚除草家仕に之にお勤早賤なるは奇特成者なり此由
右に通し出たりおれなるは遠く人より寛政十一年

おれ兼承事儀為りし事

家中佐藤氏八右仕中百

陸奥國形麻郡佐柳村

百姓

忠三郎

申五十二歳

文化四年丙午死

右忠三郎の父は主人重良の海士として侍り侍成たるは五十七年
に右仕となり凡そ用事未だ未だに依り侍り侍り少くは儀
に事多しお見えなり至るは早稲の揚除草家仕梅一成十月と
おれ侍官仕数年よりおれ留り人より一途遠く
揚除草家仕に之にお勤早賤なるは奇特成者なり此由
右に通し出たりおれなるは遠く人より寛政十一年

可く深切にお働早賤く志を禱成志を志す所存也
右の通中出たるおれの家お遠く志すに才更政十二申年
力存員并並儀為取し事

家中叔友軍老百仕中百
陸奥國河沼郡西羽賀村

百姓 又藏

南巳七十四年

右又義儀之人家老海おりし得る孫成志を更政三
去年と志節と志を仕に身存成志と下志節と益精勤仕

當多と志拾年通百仕と平日家事と俄了事並細
知年と子女起着し女計が存れ日用と志と志と志と志
事と少と志が志成した先一志志成志年志と志成志
と志成志の俄通と少と志と志成早賤く者に禱成志
者少存也
右の通中出たるおれの家お遠く志すに才更政十二申年
力存員并並儀為取し事

陸奥國郡麻郡上田村

百姓長次郎基

上ノ

南正徳二年

右ノ年俄村收ノ神出ノ道ノ困窮者ニ平日兼食仕同ノ
衣類ノ乏ル者少ク收ノ年ノ乏ル者多ク農業ノ精云細方
滞ル者少ク村中ノ睦交由即ノ以別作收云云
夫長次郎俄村收ノ年少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク
亦勿偏回收ノ年少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク
亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク
亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク亦少ク

妹ノ機嫌ノ極長ノ根元ノ田畑ノ働込ノ年毎ノ源文
之ノ年ノ着立ノ較ノ減少ノ一田畑ノ小田ノ小田ノ并友村市場ノ
持込ノ運借ノ是ノ仕目ノ之ノ年ノ細方皆海石仕ノ之ノ年
穀ノ刈ルノ一市振ノ各村中ノ之ノ年ノ之ノ年ノ之ノ年ノ
以成者ノ少ク由
右ノ通十知名ノお礼ノ之ノ年ノ之ノ年ノ之ノ年ノ之ノ年ノ
力存ノ欠年七俵ノ之ノ年ノ之ノ年ノ之ノ年ノ之ノ年ノ

陸奥國形原郡上田村

百姓松本常素

つや

南正四年一筆

名つや成村役人御出々々農業出仕凡云納物あり及戸内
籠りりや大切仕別匠役者西村の御家支親也七宿と病
死仕お残祖母出年八十歳に成りて子世大勢と与朝夕云
凌悪流云々一丈松右常成四年に云の病宿と農業働も
あり成はるや兼中若常あ人の働と成持物仕お在平日田
畑にお出右高の祖母兼まの機織と伺い何れお出是成云

しん得しお細智祖母も中辛暑力凌り成まお細智
取系障也西村お働は得た起少病身と云多活倍困窮
仕定し辛しそいし二活志と云お働おを銀強と云は得せ祖母
兼病身と云お直事一孝表貞節お出一誠御成志
西村の由
右の通中出右お出のよお送母と云は身定致し一申存也
存右貞表七徳お取しは事

坂下坊宗行

七古集の序

久松素明

南巳四十四年

久松素明の町役人誨出りて生得言事成るる知少人親く
 中少の誨い親あり情を厚く朋友之交律儀とす仕事、
 子成りては父之誨を成ると孝孝と志存者少海の情
 筒法は俄に渡世ははるる甚出精仕定取言由り亦勤事の天坊
 出舟上りて親を病つ始人物言事とて子成りて教誨定家内
 情交お言事とすふとて七古集の序とあり病身は成腰

痛在肉の歩引しはお付必事と病に付事と近居仕は身
 久在事の身背負妻妹ありと力添屋敷ありわらん歩下り
 家中に親く心安者と振舞しは飲おふりお波を飲酒を
 此後抱いさるる事とて家中に誨は成お個の法は律儀に
 十年に病身は親あり法費もお飲ふり個の物し打と
 其々振とて看病りの力費費用法能利大に誨時に縁
 此の誨に渡せし病にあり振心を親く心安り看病仕は
 遠し事少あり情を厚く親に誨を講し交し心を附留時誨に
 打おおひ止るは妹誨と力回指仕は事少妹の勿偏解中り

當正仕解し見とぬい言し只身分し水取正仕也
右通十出り方お礼の事お返す事しん身更政十三申方
唐貞承非儀わらしりま

城下持岸町

合全傷毒

七人

南巳四十一集

右ん等町役人海出りて中得言去成る山流りて又姑の事
字解年より成り方言性山流り得言去と方りま

河村の程起外に候ふと原心と原日原方程候毎事母にお
伺姑の言候い世より物候お取持の由方姑の心慰候
仕候言に候成内大塘の百毎日に候言多山流り得言去
格別心と付方流中へ申合言去と年中に候言多事
作事外に候山流り候言成者候不立業申食物候候言
法事申候申し候ふ言成申候も不夜に候抱仕候言候申
着候言分ら候候も候言候言候言候言候言候言候言
用事申候言候言候言候言候言候言候言候言候言候言
候言候言候言候言候言候言候言候言候言候言候言

此書和十流一萬五七百張渡世任少才子職人多
 出所出也七宜力扱の舟一神の彼仕家業の船に精仕也
 舟見且渡世極の美舟女と也同家職八の傳の事也人別
 四柱出迎の細の流文と也後尾と也此并夫家田の有機
 運遠の候事流舟出人者一也此別恒流舟の所也
 舟通十出の舟舟見の舟舟遠の舟舟舟廣政十二申年月
 應天元年之儀也取し的事

坂下原町

文吉嶋の毒

よし

同人件

文治

南正平九年
南正平三年

右ノ者トモ町役人御出りし一萬五七百張渡世任少才子職人多
 出所出也七宜力扱の舟一神の彼仕家業の船に精仕也
 舟見且渡世極の美舟女と也同家職八の傳の事也人別
 四柱出迎の細の流文と也後尾と也此并夫家田の有機
 運遠の候事流舟出人者一也此別恒流舟の所也
 舟通十出の舟舟見の舟舟遠の舟舟舟廣政十二申年月
 應天元年之儀也取し的事

當時より中風し症お病り云古子是とも事お付二便お糸
り節い子と深空来とも附添お五五朝り多持糸仕物
夕い食事別限お遠極仕之治お自由由お病り治い容
神と糸一糸と乞多神お見り得糸糸極お治二便糸度
体おお各治の履と多お糸糸文右病り中身りも法
用おり根仕り病り人お穢極お糸糸仕り糸糸糸糸糸
且又文右病り退屈お仕根お治お治お仕お治お治お治お
文右病り心お糸糸も糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
病りお慰お糸糸も糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸

是仕茶煙草糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
付糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
中糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
文右病り中糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
大町市右病り糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
明糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸
糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸糸

扱尤高貴の物より江戸他邦へ引出る事申別ふ心と御宣
取始末仕へて有富の事も其様より一事仕入も引出
申候に親文高の事又一通存候に在り申有候に相
面敷可申候様何卒御申計し申成有候仕度申日
高貴令渡し出入勘定申事も毎取親文の事成機嫌と
伺ひ自他邦移住申事も得に御徳申事日、申候様より外
入用、京仕調又迎講の世話も申候に申成候に相
取申事一方申候事、何れ移住申事も申候に一已と不
論親文の御意仕立候に申事、申成候様と申候
江の事代世も文法に在り申候に申候候に申候
少座に文庫の事も為申出入者、世房將に看候に御物言
候に御意候仕立候、母子も、孝貞大爺御成候に申候
江の事代世を講申合候事文法申候候に申候候に候
少座江の事代世下事申候候に申候候に申候候に申候
二色物夕方の事申候候に申候候に申候候に申候候に
仕立申候候に申候候に申候候に申候候に申候候に申候
以得候候に申候候に申候候に申候候に申候候に申候候
右の通申候候に申候候に申候候に申候候に申候候に申候

為舊火より一、并並儀將文源兼三儀為所之、事

家中有質八次郎石仕中局
坂下末并町中條五高門多儀

九藏

南七四十一條

右九卷儀之人、八次郎石仕出り、越後國新發田領吉山村而生
之、中當年と十二年、河内石仕人、得言、祿如去、与何儀、ふ
考入、云、兼略、成、儀、一切、石仕、松江、戸、表、之、事、也、以、印、為、之、中、別、り
心、身、を、若、く、と、せ、深、切、に、扱、儀、也、心、を、死、出、格、に、勤、に、身、儀、代

同前、石仕、河内、石仕、成、去、之、事、也、由

右、通、中、出、り、石、仕、人、如、遠、之、心、身、を、死、出、格、に、勤、に、身、儀、代
儀、如、并、並、儀、如、之、事

右、之、通、河、内、河、内、石、仕

松平令之助四

井深長太郎

赤坂氏孫

文化六己年

會澤領内善行者書上帳

松平全助

井原長重

諸友同修

十一

松平合之助領分

松平合之助領分

家傳と合之助領分

陸奥國合之助領分

百石

合之助

百五十七年
文化文庫子書

合之助領分
陸奥國合之助領分
家傳と合之助領分
百石
合之助
百五十七年
文化文庫子書

石上... 海... 一

中下甲...

...

...

...

石上... 海... 一

石上... 海... 一

親もあまの心で御座候御座候と云々又伺ふと好ま
しき御座候と申す事あり候と云々
利は好まじき御座候と云々
少くも好まじき御座候と云々
幸ひに人々を御座候と云々
公計の御座候と云々
有らば御座候と云々
主と有らば御座候と云々
御座候と云々

孝養の御座候と云々

御座候と云々
御座候と云々

京中片桐新八右左衛門
陸奥国河津郡上野村
百姓佐藤の事

いふ
當巳年八月

右より後二人等八御座候と云々
御座候と云々

下女高句身順... 大勢之... 今多... 松祖母... 及公... 是... 宮... 主... 者... 山... 稀... 石... 火...

京中... 隆興... 面... 松... 宣...

右松浦師より人傳る海出の苗年十九十才年は在の
知事正實神女者言午日言のふ物松浦任人丸年言也
左言師より言の言言言の少言の傳言の押言出務任方言也
右言由言也

右通下出言の由記言の由言の言言言言言言言言言言
又兼後言の九言の言

右言和言言言言言言言
城下言同言言言言言

長六

南言言言言

右長六後言の言言言言言言言言言言言言言言言言
二言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言
言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言言

養父在之原を九し一守

此下村本河内守直忠

任官
あはれ守直忠

右任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
上遠田村一と云は此の宗七方と云は細之場と云は此の宗
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠

と云は養子の貫之と云は後と云は右中宮宗七方、常子と云は
川續通の弟と云は誠造也任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
若と云はと云は飲合と云は法中、身初と云は任官河内守直忠 并任官河内守直忠
通の二十六年と云は二十一年と云は任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠
任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠 并任官河内守直忠

妻子一同奉らば切に江表に市街に於て永く中風を患はば
 自由の身の中一原に於て妻の身を自ら守るに
 公の明着は江市に於て死後別々祖母の存否とあり
 且市街の中傳説に別宅に在りて父祖母の死後之
 別宅に親の宗七方、後継に在りて之を継承す同父同祖
 深切に之を辨別す同祖に在りて傳説に在りて不意親族
 贈答同用近隣に在りて深切に之を継承す同父同祖
 奉らば親の宗七方、後継に在りて之を継承す同父同祖
 早に之を奉る人同祖に在りて之を継承す同父同祖
 今一通り出さるれば其の事は一に月日を知る事あり
 又亦之儀ありし事あり

陸奥國合津郡上志井村野原
 梅屋左衛門右衛門内膳部右衛門
 百九

伊三郎
 明治十八年

右の事を知りて人々而も其儀に於て十八年以前より
 公の明着は江市に於て死後別々祖母の存否とあり
 且市街の中傳説に別宅に在りて父祖母の死後之
 別宅に親の宗七方、後継に在りて之を継承す同父同祖
 深切に之を辨別す同祖に在りて傳説に在りて不意親族
 贈答同用近隣に在りて深切に之を継承す同父同祖
 奉らば親の宗七方、後継に在りて之を継承す同父同祖
 早に之を奉る人同祖に在りて之を継承す同父同祖

と江月記の方年あふ身他ゆたふ後富海世と云而
親善の事記す一上座の指と指すに記すも一人と指合ふ
一己の父家親連しむあはた海切の女抱し一とあはた
是れの中

今道下出らぬ記知お達し一己の事知えも年あはた
年事後記す一と云

陸奥國今津郡中津村

西村九吉後記

忠人

己巳年八月

右忠人後村記人海出る中實實神如者云此記は忠人云
十七子と云ふ一願高直記も是れ自由中記も忠人云
忠人云今一己の佛を記す并記し一又と後助江記起す
右同中記の記す忠人云忠人云忠人云忠人云忠人云
一自記と記す一子記述と記す一忠人云忠人云忠人云
忠人云忠人云忠人云忠人云忠人云忠人云忠人云

一頃と申す新田源兵衛と申す御免者女御殿の
 船りしに續りお及上り七年と云ふ御免者御免者御免
 成地村とも云はれお及上り御免者御免者御免
 夫御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 之に御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 何れ御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者

御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者

御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者
 御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者御免者

陸奥国岩手郡馬入新田村
百世伝書房書

たつ
百二十五年

右たつは村役人海出を親位と申す九石俵の田代村は
江の東又男の子に西は娘たつ十石と申す本國郡福の村に
百姓前御の御中御の御と申す御は江の東御と申す七石と申す
如の御女と申す西は御七石御の御は江の東御と申す
又御女と申す江の東御の御は江の東御と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す

この起由も自身から申す御の御は江の東御と申す御女と申す
若から少くも御の御は江の東御と申す御女と申す御女と申す
御と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す
御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す御女と申す

家中大場澤定之在申方

陸奥國郡麻郡一畑村

百姓

長久寺

萬曆二十二年

右長久寺之入澤定海也之當定之十之五
中得實後如右之申之海定神也申位先之後向海
家因之右兒也一申之申之七等申之申定之志定也
守之申之申也申之申之申之申之申之申之申之申
知子之申之申也申之申之申之申之申之申之申之申
右之申之申之申之申之申之申之申之申之申之申

申之申之申之申之申之申之申之申之申之申

陸奥國河沼郡麻郡一畑村

元所賣

山中久吉

百四十七年

申之申之申之申之申之申之申之申之申之申

田人妻

かの

萬曆二十二年

右之右之右之右之右之右之右之右之右之右
申之申之申之申之申之申之申之申之申之申
申之申之申之申之申之申之申之申之申之申

若し志深く且方日人既のち中支婦系姫甥物も結合
十少のち日に出たが如く之を事後為実如若くは男姑孝老
おれ一母の口は子とわたり一賜一向起り之を事後為
取不意に介抱は親をわたりて去秋中病をなすも腹を
育目におかすは女をて支親と病をなすも事後為実如若くは
社法ふ之能は生夜中より看病は病も元来事如若くは
多事し暇病をなすも事後為実如若くは九月中乾病をなすも
月化法場とお之村中乾病をなすも事後為実如若くは
と始部より暇病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
介抱不意病中一病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
子介抱不意病中一病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
己の情をなすも事後為実如若くは月事入るも事
病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
便に母不意病中一病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
比介抱不意病中一病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
抱合中一病をなすも事後為実如若くは月事入るも事
透るも事後為実如若くは月事入るも事
屋不意病中一病をなすも事後為実如若くは月事入るも事

養育は如く看ね江は稀成者四光に申
合通下出らるお乳多る申せ宜しく月享和元百三年の春
貞支婦一若の弟お後わ九一申す

陸奥國河沼郡上野丸村百程
源治郎左下男因部源清村

百程

文太門

百三十四年
文化元年三月

因部左下男因部源清村
百三十四年

源治

百三十四年

石上村の村人源清と文太門の事
通し書置て其の事は其の部におお農事
少くも海客の事は其の部におお農事
言ふに源清の事は其の部におお農事
其の部におお農事と記すに文太門の事
是れ源清の事は其の部におお農事
源清の事は其の部におお農事
又源清の事は其の部におお農事
其の部におお農事と記すに文太門の事

十三年のうまに二十二とありて十二のうまに二十二のうまに
十三年のうまに二十二とありて十二のうまに二十二のうまに
馬子に之を述べし方力を効す身腹と云て流法村百姓の
尋し流法村十三年のうまに二十二とありて十二のうまに
人より十九とありて流法村十三年のうまに二十二とあり
尋し流法の種を授け任中にお祈り候とあり二十三年の
流法に多少ありて一人は馬に九拍ありて一人は流法に
六拍ありて一人は流法に十拍ありて一人は流法に八拍あり
より一は流法に七拍ありて一人は流法に九拍ありて一人
は流法に十拍ありて一人は流法に十一拍ありて一人は流法に
十二拍ありて一人は流法に十三拍ありて一人は流法に十四拍あり
て一人は流法に十五拍ありて一人は流法に十六拍ありて一人は流法に
十七拍ありて一人は流法に十八拍ありて一人は流法に十九拍あり
て一人は流法に二十拍ありて一人は流法に二十一拍ありて一人は流法に
二十二拍ありて一人は流法に二十三拍ありて一人は流法に二十四拍あり
て一人は流法に二十五拍ありて一人は流法に二十六拍ありて一人は流法に
二十七拍ありて一人は流法に二十八拍ありて一人は流法に二十九拍あり
て一人は流法に三十拍ありて一人は流法に三十一拍ありて一人は流法に
三十二拍ありて一人は流法に三十三拍ありて一人は流法に三十四拍あり
て一人は流法に三十五拍ありて一人は流法に三十六拍ありて一人は流法に
三十七拍ありて一人は流法に三十八拍ありて一人は流法に三十九拍あり
て一人は流法に四十拍ありて一人は流法に四十一拍ありて一人は流法に
四十二拍ありて一人は流法に四十三拍ありて一人は流法に四十四拍あり
て一人は流法に四十五拍ありて一人は流法に四十六拍ありて一人は流法に
四十七拍ありて一人は流法に四十八拍ありて一人は流法に四十九拍あり
て一人は流法に五十拍ありて一人は流法に五十一拍ありて一人は流法に
五十二拍ありて一人は流法に五十三拍ありて一人は流法に五十四拍あり
て一人は流法に五十五拍ありて一人は流法に五十六拍ありて一人は流法に
五十七拍ありて一人は流法に五十八拍ありて一人は流法に五十九拍あり
て一人は流法に六十拍ありて一人は流法に六十一拍ありて一人は流法に
六十二拍ありて一人は流法に六十三拍ありて一人は流法に六十四拍あり
て一人は流法に六十五拍ありて一人は流法に六十六拍ありて一人は流法に
六十七拍ありて一人は流法に六十八拍ありて一人は流法に六十九拍あり
て一人は流法に七十拍ありて一人は流法に七十一拍ありて一人は流法に
七十二拍ありて一人は流法に七十三拍ありて一人は流法に七十四拍あり
て一人は流法に七十五拍ありて一人は流法に七十六拍ありて一人は流法に
七十七拍ありて一人は流法に七十八拍ありて一人は流法に七十九拍あり
て一人は流法に八十拍ありて一人は流法に八十一拍ありて一人は流法に
八十二拍ありて一人は流法に八十三拍ありて一人は流法に八十四拍あり
て一人は流法に八十五拍ありて一人は流法に八十六拍ありて一人は流法に
八十七拍ありて一人は流法に八十八拍ありて一人は流法に八十九拍あり
て一人は流法に九十拍ありて一人は流法に九十一拍ありて一人は流法に
九十二拍ありて一人は流法に九十三拍ありて一人は流法に九十四拍あり
て一人は流法に九十五拍ありて一人は流法に九十六拍ありて一人は流法に
九十七拍ありて一人は流法に九十八拍ありて一人は流法に九十九拍あり
て一人は流法に百拍ありて一人は流法に百一拍ありて一人は流法に百二拍あり
て一人は流法に百三拍ありて一人は流法に百四拍ありて一人は流法に百五拍あり
て一人は流法に百六拍ありて一人は流法に百七拍ありて一人は流法に百八拍あり
て一人は流法に百九拍ありて一人は流法に百十拍ありて一人は流法に百十一拍あり
て一人は流法に百十二拍ありて一人は流法に百十三拍ありて一人は流法に百十四拍あり
て一人は流法に百十五拍ありて一人は流法に百十六拍ありて一人は流法に百十七拍あり
て一人は流法に百十八拍ありて一人は流法に百十九拍ありて一人は流法に百二十拍あり
て一人は流法に百二十一拍ありて一人は流法に百二十二拍ありて一人は流法に百二十三拍あり
て一人は流法に百二十四拍ありて一人は流法に百二十五拍ありて一人は流法に百二十六拍あり
て一人は流法に百二十七拍ありて一人は流法に百二十八拍ありて一人は流法に百二十九拍あり
て一人は流法に百三十拍ありて一人は流法に百三十一拍ありて一人は流法に百三十二拍あり
て一人は流法に百三十三拍ありて一人は流法に百三十四拍ありて一人は流法に百三十五拍あり
て一人は流法に百三十六拍ありて一人は流法に百三十七拍ありて一人は流法に百三十八拍あり
て一人は流法に百三十九拍ありて一人は流法に百四十拍ありて一人は流法に百四十一拍あり
て一人は流法に百四十二拍ありて一人は流法に百四十三拍ありて一人は流法に百四十四拍あり
て一人は流法に百四十五拍ありて一人は流法に百四十六拍ありて一人は流法に百四十七拍あり
て一人は流法に百四十八拍ありて一人は流法に百四十九拍ありて一人は流法に百五十拍あり
て一人は流法に百五十一拍ありて一人は流法に百五十二拍ありて一人は流法に百五十三拍あり
て一人は流法に百五十四拍ありて一人は流法に百五十五拍ありて一人は流法に百五十六拍あり
て一人は流法に百五十七拍ありて一人は流法に百五十八拍ありて一人は流法に百五十九拍あり
て一人は流法に百六十拍ありて一人は流法に百六十一拍ありて一人は流法に百六十二拍あり
て一人は流法に百六十三拍ありて一人は流法に百六十四拍ありて一人は流法に百六十五拍あり
て一人は流法に百六十六拍ありて一人は流法に百六十七拍ありて一人は流法に百六十八拍あり
て一人は流法に百六十九拍ありて一人は流法に百七十拍ありて一人は流法に百七十一拍あり
て一人は流法に百七十二拍ありて一人は流法に百七十三拍ありて一人は流法に百七十四拍あり
て一人は流法に百七十五拍ありて一人は流法に百七十六拍ありて一人は流法に百七十七拍あり
て一人は流法に百七十八拍ありて一人は流法に百七十九拍ありて一人は流法に百八十拍あり
て一人は流法に百八十一拍ありて一人は流法に百八十二拍ありて一人は流法に百八十三拍あり
て一人は流法に百八十四拍ありて一人は流法に百八十五拍ありて一人は流法に百八十六拍あり
て一人は流法に百八十七拍ありて一人は流法に百八十八拍ありて一人は流法に百八十九拍あり
て一人は流法に百九十拍ありて一人は流法に百九十一拍ありて一人は流法に百九十二拍あり
て一人は流法に百九十三拍ありて一人は流法に百九十四拍ありて一人は流法に百九十五拍あり
て一人は流法に百九十六拍ありて一人は流法に百九十七拍ありて一人は流法に百九十八拍あり
て一人は流法に百九十九拍ありて一人は流法に百とありて一人は流法に百とあり

事記におあり也

右の通りおありなるべし
又左の通りおありなるべし

陸奥國會津郡山形郡
山形郡中之村

百姓

治師

百七十七

文化文庫

因在江村

百姓

山形

百七十七

因在江村

百姓

山形

百七十七

和者之入和之御也

其ノ十ノ五ノ二ノ一ノ
中得定也如者ノ農業者ノ御ノ
方別後如者ノ月ノ御事ノ
四知ノ稼ノともニ
一統ノ徳ノ
惟弱勝ノ
之ノ一ノ
且又柳ノ村ノ山ノ

たすはつちふし續親の世にふたはつち馬の子に月親のたふちを
敷くはつち和久祖父石馬代賀券の物にふたはつち馬
とてふはつち市平路とてふはつち馬とてふはつち馬
夫婦のふたはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
百姓のふたはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
たすはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
前後の代にふたはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
更につち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
たすはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬
つち馬とてふはつち馬とてふはつち馬とてふはつち馬

長洲原居合事小直九間の六宮中親之田中承和
 知事御切着西江橋又娘方お徳一筆ありしり百姫にお
 如直方親の月近合お徳亦し合ふ小お直原承方門九
 女曰之去子中百姫にお徳の言のり後信合事女に
 勿海澤お徳又親直にあらも色角利之計に在ぬ人
 しりし終に後日ら門道一十今多しり忠節お徳御
 志し者に在る也
 右通し物りお徳にお徳の言のり月原承方女に
 治師に在りしり人百姫後つたれし事

陸奥國郡縣總合村

百姫市

お徳

當己年

同人娘

おく

當己年

同人年

市之助

當己年

右之者左村治人海原市之助

江國前那部言國村

百姓高代那書

八二一

南色山平年

右記の後村談人海島の言に而後元國村に於て其の言に
 其の夫婦の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 者こそ其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 扱は其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 此の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 永くし着る言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 病に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 康の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 肉に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 宜く其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 派に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 不在其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 以て其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 病に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に
 其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に其の言に

石道下より石見の山を越え、
奥平を渡りて一帯

法興園河原郡村田村

百廿三年甲午

吉野

あつたて

石道下より石見の山を越え、
奥平を渡りて一帯、
耕田の地は古親の身弱し者、
山田の地は古親の身強し者、
山田の地は古親の身強し者、
山田の地は古親の身強し者、

後一己の長明とて、
中より親を信じて、
田家他は信じて、
中より親を信じて、
田家他は信じて、
中より親を信じて、
田家他は信じて、
中より親を信じて、
田家他は信じて、
中より親を信じて、
田家他は信じて、

法皇國郡麻郡古井村百姓

長松江内万回郡中村

百姓

傳藏

當世の事

長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事

長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事
長松江内万回郡中村百姓
傳藏
當世の事

師別後成者也

右道中出らるる如所記の如くは、
又并之儀あり

陸奥國今津郡吉田村

百世徳之師傳家

つち

百三十四年

文化文庫子高記

因之

友三流

百三十四年

文化文庫子高記

右道中出らるる如所記の如くは、
又并之儀あり
百三十四年
文化文庫子高記

四地耕地方一度七都らあり及後也如てしるる入支と意用
 於此後を言一得て右は自然とてしるる世法に与る也之
 日後持ら仁末は徳を而守之と云ふ所也とてしるる門縁を細
 言空淨之旨に言解仁人徳のしるる又とて世徳に縁有る也
 存生に於て通少とて持崩る也門縁に縁有る也
 者此に在る是又後也後仁通也初文に後まはるる前後
 何如ともあり持系とて妙言に説くも母に教養及
 為実也者この母に孝を有るは平旦の湯母に於て徳に
 何如ともあり母常の好むは河にあり物物に於て徳に仁
 何如ともありと先母若婦とて徳に仁と母に對し一徹
 徳に後仁也と當に仁に徳に仁親也と云ふ也
 母徳に仁の旨に仁とて仁とて世徳に仁と母に仁と徳に仁
 也也也也
 仁と通すももらぬ仁とて徳に仁とて徳に仁とて徳に仁と
 仁と通すももらぬ仁とて徳に仁とて徳に仁とて徳に仁と
 仁と通すももらぬ仁とて徳に仁とて徳に仁とて徳に仁と

石川所藏公印

文化古己年

松平金之助

井原長節

赤坂重保

會津領内善行者書上帳

松平金之助

井原長節

赤坂重保

十三

松平合之助願分

松平合之助願分

家中遠友祖師在江中
陸奥國郡麻郡上柳村

百五

清吉

成亨十三年

文紀在江中

右清吉の俊之祖師神也... 實神也若くは神也... 此中... 毎の目達...

丁家湖山信江拙信美... 先... 後... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...

右... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...

陸奥國郡縣部中由村
 百廿五
 廿五

... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...
 ... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律... 律...

心と書一葉用之申の着病江祖母母の祖祖母に
をてふらあはれも誰か女母も病身は農事し病もいふ
あはれと幼少くも病多し申は病もいとくそ人らあは
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
何れも病下申は病もいとく申は病もいとく申は病
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
西行の申

お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
弟七條おはれし申は

陸奥國河沼郡塩川村百石
まゝ書江は河沼郡塩川村

百石

法門

南無阿彌陀佛

お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は
お病直着病江且田如耕の申は江に網の申は病人は

一已才上らるる難及非に其美は先師の道大體の事なる
に申能事計りてはさしあはれども腹の顔交りて
世に十三年の事ありては百好の事あるは道に若し
川龍の腹裏の事なりと説き果て非に其は道に
後世難くせし事なるも先師の道に材方ある事
三月廿二日後位に先師の道に松林史姫高元は
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
仁に續き始事として徳の道に高元は先師の道に
是の道に先師の道に先師の道に先師の道に

高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に
高元は看む事ありては此の道に先師の道に

おぼしめし金子貫可りぬ所百姓におぼしめし合金をいふ
いふありき言ふ後人憐れし子とて元とておぼしめし合金
を別標し又依りて誰の此と云ふも合金をいふ
此と云ふも通ん色痛むとも云ふもいふも
と云ふもいふも通ん色痛むとも云ふもいふも
おぼしめし合金可りぬ所百姓におぼしめし合金をいふ
いふありき言ふ後人憐れし子とて元とておぼしめし合金
を別標し又依りて誰の此と云ふも合金をいふ
此と云ふも通ん色痛むとも云ふもいふもいふも
と云ふもいふも通ん色痛むとも云ふもいふも

陸奥國河津郡下合渡野村

町吏梅屋守

三河市

明治四十二年

三河市

明治四十二年

右と右に近隣は地村町黄海町とて三河市見立七多敷
代田新五郎といふといふとていふといふといふといふ
耕作は見立七多敷といふといふといふといふといふ
賤良近五郎といふといふといふといふといふ

石川守忠より松尾重忠宛の書状の写本
更文始一者、在之候方なりし事

松尾重忠より石川守忠宛

越後國蒲原郡赤松村

百肆

松尾重忠

享徳元年

右松尾重忠より石川守忠宛の書状の写本
中得実出候者、石川守忠の御書に
院御前より石川守忠の御書に
湯とある一、年月日附、御書に
後、石川守忠の御書に、何れも
今、石川守忠の御書に、一切は
後、石川守忠の御書に、石川守忠
右、石川守忠の御書に、石川守忠
後、石川守忠の御書に、石川守忠

右の通り申上り申す如く申す事
申す後申す事

京中田原路
陸奥國郡麻部澄石村
百姓

治部
苗名申す事

右治部候に申上り申す事
實証者
除か
申上り申す事
申上り申す事
申上り申す事
申上り申す事
申上り申す事

京中田原路
陸奥國河治郡麻部澄石村
百姓

仁部
苗名申す事

右の通り申上り申す事
申す後申す事

實後成者よりあるに後記を以てしるべきに
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは

家の中御公御上御下女
清奥國河内郡物部村
百四十七冊

八二二
百四十七冊

今一に成るる所を以て後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは
後記の如くは後記の如くは後記の如くは

右之通御夜公堂

文化古己年

松平金三郎

并深長命

祐友氏深

會法願內善行者奉為上帳

松平金三郎

并深長命

祐友氏深

松平全領分

家中一瀬監物石仕下也法奥國
能麻那惣陸村

石仕惣領

南巳早公集

右ノ右後主人監物出出ノ南國ニモ十一ノ月ノ引母石仕惣領
生得実神女有音勅ノ命入念精出右物中ノ右神ノ右法
神女出出下也後也出仕下也引母惣領中ノ右也
右ノ通中出出下也右ノ引母惣領中ノ右也
右ノ神女有音勅ノ命入念精出右物中ノ右神ノ右法

家中中流也命を賜ふ仕下也法奥四
位麻那下老田村

百死法也母

七つ

南七千の衆

右より彼之人は命を賜ふ仕下也法奥四
位麻那下老田村
る私乳母也物事拾ひて以前に持移りて人
分わぬ也
多し
變り
地を働老也

家内へ中流也命を賜ふ仕下也法奥四
位麻那下老田村
也

右へ通り出たり仕下也命を賜ふ仕下也法奥四
位麻那下老田村

法奥四會降那老田村新黄松中
田老下仕下老田村

百死
法在場門

美保中二里
文化之三宮也病死

右法有海の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
十ヶ年也其法有海の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
耕他仕么細方大切仕家内膝皮勿備之人方一備匡家内
と成是之と仕仕方男たに法有海の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
吾は去言三三意惣とん所更仕村方刻地と曰はふ分地耕
他とも仕凡右村中老々若たに法有海の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
者に世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
右の海の中より世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三

家中川子幸八在仕中房陸奥國
新無形平仍村

貞
法有海

南じ六十八条

右の海の中より世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
生變矣志成有言其の者世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
互利大切にお勅勿論大切と云ふたに世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三
少多も同知の満ちた世世の儀之入富延平陸村新賣得物也去言三三

末合物一振と法中留る心叶給宜看由仕者ん元にお
彼稀ぬ右に世仕り申

右に世に出らるお礼の交お逢ふ心叶宜物と云ふの御
欠并お儀おれり申

城下南町

七三三

南七三三

右七三三信成町の人御出さる申得宜直成者南町内へ交
く代へ補給いゝ家業宜仕り元々の楠屋組頭信成月百字
とも此免所下郡の事及益職通出給仕七三三信成町
甚る病死仕南町家内の人世に交り申歸人申其の弱
多く七三三信成町へ移るに難難く後世に交り申町内各
合口より仕度止る事及甚るお儀申申其の事申す如
困窮に由りた合物を始ゆぬ元々の信成町申す事申す如
らも持業仕ぬの給付の頃申す事申す如らも申す如
わらう政家申す事申す如らも申す如らも申す如
七三三信成町申す事申す如らも申す如らも申す如

願ふに能く菓子乾好むるは、
一、着物を仕立て、
四、言の指し、
五、
極意に、
叶うらまを、
八、
の所から、
の尻、
者、
右、
又、

純信國爾能去百付百此難言在
下留回付
百此

去之助

南色中八景

右、
難言、
材、
出、
得、
如、
難言

親忠をの代も少務ハケニ仕忠をの病死後と後事家内ニ
事との程毎々又田代ノ今ノ次第と殆ど地代物出等々好悪
振交且の程十七八ノミ里計も漏れ出地場口ノ如クハ月
備ニ出等も人並ニ家出仕等々亦如所々ノ程紀等も今ノ附目用
ノ言方信物出等々世切ニ世活仕是れ等々と妻ノ粉買等々
宜お物々所防等々又今世格石修等々百姓公細方ニ所防物
他等々去ノ言身更仕等々也ノ宜お物々所防等々方々も亦
お九方未仕所防等々出等々好も亦亦愛等々所防等々也
村中ノ者も對等々所切ニ亦更所防等々所防等々也

右ノ通ト出等々所防等々也ノ宜お物々所防等々方々も亦
貞承ニ依りたる事

家中所防等々所防等々也ノ宜お物々所防等々方々も亦
弘聖澤村

百姓澤澤等々

ニ

子中ノ家等々

文化ニ等々所防等々

右ノ通ト出等々所防等々也ノ宜お物々所防等々方々も亦
亦其等々所防等々所防等々也ノ宜お物々所防等々方々も亦

多岐地方の歴史を扱ひて其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
已に其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
暑く候ひては、物界とては、甚しく成るに付、先づ其の事蹟を
記す上には、其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
中其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
右の通り申す事蹟を、其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事

家中古の権佐に記し置きたる事蹟
倉庫記す事蹟
百姓古の事蹟

志げ

尚也事蹟

右志げ候人権佐御事蹟を、其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
右の通り申す事蹟を、其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事
其の事蹟を詳しき事蹟に記し置きたる事

法奥國麻郡下宿村新賣
市有石は下宿村

石姓
石田部

南乙三十七系

石田部氏之人多居於美濃村新賣村也其
十ヶ年石は多敷なる人少く編家因り者たし意は遠
去居た方耕他は是より田知く入部くんと死り男は
出籍仕傍業たは睦妻多編未仕は後世は石田部
生し因り海切たは親を妻仕り列の心とを
仕忠孝列候如右の如き也

右一週ト出たり在り此の如くお送とす
亦も俵わたりとす

下宿村新賣寺所

石田部

石田部

南乙三十七系

石田部氏は所居人許出たり人相
親等石田部氏を向ひて家他仕
親焼に逢ひ死すと火に高き
焼失仕其ことを承り交易し
焼失仕其ことを承り交易し

此社由

右通中出らり在紀の事お遠くは付文化元の子福
唐史亦七傳のれく事

坂下大和町津本之屋の信左

九三番牌

忠義

南正平六集

右忠義伝町保人辨出は生傳其種女有古孝の保く何
事も親く意は古傳世大如に仕る親の事一日何年肉焼
九世安治の波はなほ事有格の事古傳の海世の傳を刻

煙草賣りの知家門八人五一祖母と七十歳に達く忠義は
盲人の事一と事初か一子た女事十の傳と一と傳と一と
と一と一と忠義の仁義を一者言伝へて出合多見事申
睦妻盲人一と祖母未長事一付分一追願多由如仕法傳
わりの傳一和より九柱の事出は伝と事傳と事一者も
稀め有ら法は且去の申麻彦付の公而も是事一人事
右伝の事一傳の事一ははの事一ははの事一ははの事一
是の事一ははの事一ははの事一ははの事一ははの事一
是の事一ははの事一ははの事一ははの事一ははの事一

父母親忠節を以て祖母と云は仕忠節を母と看做仕育人
毎日素行の事思ひ事用行言行徳母徳を以て祖母と
思物有る古果の事思忠節を以て母と看做仕育人
是事を以て祖母と云は仕忠節を母と看做仕育人
同様に思物有る事思忠節を以て母と看做仕育人
古くも親の事と云は仕忠節を母と看做仕育人
第の紙を讀む者夫れ思忠節を以て母と看做仕育人
是の事思忠節を以て母と看做仕育人
此の事思忠節を以て母と看做仕育人

此の事思忠節を以て母と看做仕育人

右の通中出たりお記の事思忠節を以て母と看做仕育人
在りて思忠節を以て母と看做仕育人

此の事思忠節を以て母と看做仕育人
此の事思忠節を以て母と看做仕育人

忠節
忠節

忠節

右の通中出たりお記の事思忠節を以て母と看做仕育人
此の事思忠節を以て母と看做仕育人

蘭書の傳記を記すに大切に在りし事文を記す時大に在り
録に在りて是を記す事の中を大に記す事ありし事あり
これに在りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり
これに在りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり
これに在りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり
これに在りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり
これに在りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり
これに在りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり

右の通り出りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり
此の事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり

右の通り出りし事ありし事ありし事ありし事ありし事あり

文化六年

松平金次郎

并深長郎

新及氏深

會澤國司善行者事上帳

松平合助

井澤長常

井澤長常

十一

會... 1648

松平合之助領分

陸奥國新田村肝賣

田新田村肝賣

百石

陸奥國

新田村

右之合領分... 陸奥國新田村肝賣... 田新田村肝賣... 百石... 陸奥國... 新田村

予一更其志... 母之抱之乃及之進近隣
友友与予者方... 母之抱之乃及之進近隣
予成合事梅亦母... 母之抱之乃及之進近隣
姓江之親也... 母之抱之乃及之進近隣
一毛人... 母之抱之乃及之進近隣
予如別家... 母之抱之乃及之進近隣
者乃乃急之... 母之抱之乃及之進近隣
流本又... 母之抱之乃及之進近隣
仕十二年... 母之抱之乃及之進近隣
家内... 母之抱之乃及之進近隣
法事... 母之抱之乃及之進近隣
親白... 母之抱之乃及之進近隣
出江... 母之抱之乃及之進近隣
年... 母之抱之乃及之進近隣
右... 母之抱之乃及之進近隣
... 母之抱之乃及之進近隣

陸奥國新羅郡吉野村肝煎
補勤若菜乃正江常岡村

西姓

及助

高正九年九月

右者助儀之人昔年所出之十七年以前之
り地之性質之味成者之与云云之海急
於農事之於貴を
其一己之方之之飲也働傍事云云
和融致之年之正色
之亦所及之者之若之云云
助儀之
何如云云
家也云云
志厚以
以
成者之
所
由

右之通一出入自和紀之
成者之
所
由

陸奥國新羅郡吉野村

西姓

茂平次

高正九年九月

右者助儀之人昔年所出之十七年以前之

右者助儀之人昔年所出之十七年以前之
り地之性質之味成者之与云云之海急
於農事之於貴を
其一己之方之之飲也働傍事云云
和融致之年之正色
之亦所及之者之若之云云
助儀之
何如云云
家也云云
志厚以
以
成者之
所
由

收す遊力しつるに後を以て概略を伺ひて之を以て細く抄録す
新しき云物と名ありて一女子脱く事調致はわが平日
之を事二已先の流儀に後わが所しるに右の事著る原且
ある所を言し和然はわが抄録の如き事抄録す由
右の事しるに右の事抄録す由文化二五年年為
舊文并抄録の如き事抄録す

陸奥國新藤郡銀原村

高橋右方中傳

而解

甚良事
為し早七集

右の事しるに右の事抄録す由文化二五年年為
舊文并抄録の如き事抄録す
老年に及別家、流儀は素に流儀著し速く又らとかく事
病死は身健祖母を里之に之故す一方し其又之流儀を止
之流儀著し其別家、流儀は素に流儀著し速く又らとかく事
一會物と好し流儀祖母に之、叶り流儀を附著し其流儀を
一祖母に送り、一内を流儀著し其流儀著し速く又らとかく事
以前病死は母を一已史故す其流儀著し其流儀著し速く又らとかく事

中と名取の被_レ言ふもつ博覧多知の家内睦愛を以て地々
尚村に在りて之を以て其の先づの事なり又之を以て代
はるべし之を以て内池掘新田の田信と云ふなり
續千代に在りて其の先づの事なり又之を以て代
是の先づの事なり又之を以て代
長はるなり又之を以て代
日取の新村中に在りて其の先づの事なり又之を以て代
一家に在りて其の先づの事なり又之を以て代
以て一己の先づの事なり又之を以て代
富澤に在りて其の先づの事なり又之を以て代
之を以て其の先づの事なり又之を以て代
少の先づの事なり又之を以て代
田和の先づの事なり又之を以て代
身先づの事なり又之を以て代
技巧の先づの事なり又之を以て代
継承の先づの事なり又之を以て代
其の先づの事なり又之を以て代
右の先づの事なり又之を以て代

唐の天子即位の事

陸奥國新羅郡新羅村

百四十四年

唐助

当色千五

唐は助は村に出入り出せしめんと同様に編む村より知事をして
ふるまひて生得る事ありしなりと云ふ事一に教はる者も其を
兵一材中より其時を以て其の唐助を以て其の中商を
おはし其ははたすなり其の者も一に其の唐助を以て其の内商極

部民より其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
おはる一に其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
病死後ハ進程はる一に其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
沙汰勿論に其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
おはる一に其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
是れ其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
此れ其の唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
唐助を以て其の唐助を以て其の内商極
唐助を以て其の唐助を以て其の内商極

右ノ通一出入百札ノ後又お逢旨一ノ身文化二五年為
後ノ身御儀カク一ノ年

陸奥國新藤原郡河津村

西野久重ノ書

于、く

当二二年一氣

右ノ通一出入百札ノ後又お逢旨一ノ身文化二五年為
後ノ身御儀カク一ノ年

右ノ通一出入百札ノ後又お逢旨一ノ身文化二五年為
後ノ身御儀カク一ノ年

唐文并書後方...

陸奥國會津郡高久村...

百姓

佐助

高久村七家

右佐助倭人久治...

陸奥國會津郡北界津村...

百姓長...

小左衛門

高久村七家

右山崎...

お勤御如く遠くはれは沙汰農業を勿論凡そ成己
 卿としくお勤且十一年に於て親友親戚を喜ぶ事
 お勤御如くはれは沙汰農業を勿論凡そ成己
 卿としくお勤且十一年に於て親友親戚を喜ぶ事
 お勤御如くはれは沙汰農業を勿論凡そ成己
 卿としくお勤且十一年に於て親友親戚を喜ぶ事
 お勤御如くはれは沙汰農業を勿論凡そ成己
 卿としくお勤且十一年に於て親友親戚を喜ぶ事

高松石三郎

陸奥國會津郡栢原村

百四

本三郎

高松石三郎

右に記す如く村役人御出りて二十六年に於て
 知事公の御出りては御出りては御出りては御出り
 家内睦友親父母共喜ぶ事お勤御如くはれは沙
 月中に病死はれはれはれはれはれはれはれはれ
 又重く重く重く重く重く重く重く重く重く重く
 高松石三郎

海老の尾高の酒を仕持来りて一と降りてふ飲振五
穀の酒家田中とすか収れりて且内境にお魚のわらへり
材中、勿論清材とて國産のものとありて物情の致異等
以掃成者、はたし由
右に趣り出らむお礼の文お送し給へりて文化二年の爲
舊欠の身並債わらへり奉

陸奥國大瀨郡雀林村

而此

辰新

萬巳二年八月

高松石中作

右辰新の村に出入りしりて九〇の家田村の年寄の、素の
者、沙汰りて又中澤集の成とて家内とありて材中、辰
睦の志別に如く、沙汰りて男の如く六七〇の家の中病者
候ひ是より年外とありて病屋はりて性子少く短きとあり
其のとて治しとありて着病と病人とありて叶はれり、少くあり
りて又辰新の辰新の病屋とありて病人とありて着病とありて病
人、梅屋、遠く年、沙汰りて二十二年の月、辰新の辰新

予子紙面より其の如く記す所子信之入る一信ありて
其人多沙其の如く別と如く記す所子信之入る一信ありて
子信も又一別記し死と信し其の如く記す所子信之入る一信ありて
其の如く記す所子信之入る一信ありて
二人山曾二人記合一人一回其の如く記す所子信之入る一信ありて
乳香ありて其の如く記す所子信之入る一信ありて
清く若く又其の如く記す所子信之入る一信ありて
病人ありて其の如く記す所子信之入る一信ありて
是の如く記す所子信之入る一信ありて
其の如く記す所子信之入る一信ありて

陸奥國大田郡根子中田村

西條信房後家

たん

萬治二年一筆

名たん成村没入所出りて其の如く記す所子信之入る一信ありて
其の如く記す所子信之入る一信ありて

二便し一は終末ありともいふ事附して其扱ふに曰名解する人
と耕化は法と納方と歸りて其法は法に依りて穡成者に
なる由

陸奥國新編新書付

西村吉三郎

村人

明治二十七年

吾村人僻村人跡出ず二十年前以前縁村ありや又其子
史ら紅雲の症候おぬ時、腹痛い一一家内とて云ふをり押長
い長常如く候。沙汰は品、其用おぬに云ふ八十年の由お
候。其をいふ所、病死は、永く、お申らる。而も困窮なるは、其
子、人、其、農、業、も、出、給、は、其、看、病、は、且、与、候、。其、及、て、其、の、
其、長、女、一、り、と、其、病、い、る、候、其、候、死、候、也、其、友、親、は、其、後、其、を、
も、其、一、入、其、所、入、り、其、終、と、其、付、其、友、抱、泣、号、と、も、有、り、其、友、
其、の、い、は、し、り、其、女、も、有、り、其、候、は、其、家、止、り、其、女、の、其、其、其、其、候、
其、親、友、抱、泣、号、其、候、其、親、友、死、去、は、其、由、其、人、其、年、其、其、者、

中逢、飛丸の事ありと云、沙北殿、沙家申、此の事は、
十一年の事、而して二十一年、其時、まは、は、
の事、
波、
新、
投、
と、
右、
唐、

城下屋敷町

江以官紙帳

い祿

萬延二年

右い祿、
後、
所、
と、
申、

ことなほ分たふちもあはれ別と報ひは合ふい福成生れまむ
 如くも徳又官位極の着病仕月く之度し會年より河漏
 といふ一人をよをいひか給二故に治来を救ふと云り
 毎度洗足のはりる報徳と云く病中は費おそい福
 を人ふ言目く又母女抱はるまゝに治すは留困窮なるは云
 系穢不精かと云かへ後後と云り助に後治後治お杯
 實求か給何如云病人と云く一己を清報りて到仕病人
 と云く何也致す時くそ病を敷く病又母の極書と云り七口
 方くあふことお治お極を懸免且云の中三年と云くは是れ
 と自らいおたへ何如云こと省く心は治北極の果行一統
 糸纏てまお如くを治はる由
 右の通しと云くおれと云くお通しと云く文化二年のお
 齋の弟之儀かたしり奉

陸奥國陸奥郡山田村

石所

清助

高八石九斗

高八石八斗

右清助儀材役人許出さす生得之身林如くは家業出給

夫々々編は其後亦お急之振る候力後難成之候事之由
知事等々合物に口後許り承力後勿編振之に此招り節
海発給物方々之候事何事も其旨に及支之由又其後
之由何月二候之由事之附原事云々其旨に及支之由
同後復保名に仕事等々御之候事亦別之由に附互介抱仕
之に云々事々候事候事候事候事候事候事候事候事候事
之由何事之由候事

右通丁之由白右紀之由云々其旨に及支之由文化二五年
唐之由事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

右通丁之由白右紀之由云々

文化六三年

松平全三内
井深長太郎
井深氏深

會澤順國善行者書上帳

松平會澤
并澤長常
所及氏派

十六

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

招字合之助願分

城下南河分卷五

西院市

源吉

卷五十七

Main body of handwritten text in cursive style, consisting of approximately 12 vertical columns of characters.

長安の西に在る少陵山に在る三便の九路東に在る
支那の西に在る少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る
少陵山に在る三便の九路東に在る

陸奥國那賀郡志志井村
源氏家系記

源氏

卷之三十一

右藤田原村人海軍少将藤田氏者其父母之孝行
 甚厚其母氏毎日必親自大炊任父母之言其進退必從親子
 らるる睦友兄弟を海軍少将藤田氏と仰し今も其母氏見
 と教ひ活す其身は父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又
 斗原耕尾氏は近き教養に徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て
 右物産も富貴も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又
 時江右藤田氏も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又
 其父母の孝行を仰家事も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又
 と及子も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又
 未明に起る御親兄弟を以て徳を以て徳を以て徳を以て徳を以て

稀如る也此中
 右藤田下も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又
 藤田氏も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又

城下也可

山口長太郎

文治四年
 文治四年
 文治四年

右藤田下も父母に孝行親戚を金銭に不吝也右又

係は暗殺の故母は母國に高貴仕向の一向の利便を以て
在る處は亦る長途の故郷に於ては其の住居を以て其
に仕入を以て一向の進取の仕向に向つて其の仕向
道自他邦の原高貴仕向の仕向に向つて其の仕向
の事後非勝の由に其の仕向に向つて其の仕向
利便を以て其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
厭ひの仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
切申しの仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
右の仕向に押移し人の上仕向の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
おの仕向に若し仕向の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
道自他邦の原高貴仕向の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
敬仕向の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
仕一統の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
右の仕向の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向
其の仕向の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向に向つて其の仕向

港奥四郡福船三右村

西此忠志書

一人

当三百年

今人食材及海味を以て其志を減上して其の所を賑ふに
其時より日本は種々業用仕事をもたせ親市に海味
八年の事高死仕元来因院困窮の上物今も少少海味
混仕る人後務力とある一は病と事毎ひとと人
仕事一と事と昔人の用汝の心も此の心と親子と
首月同前におもひ置業一飾も今もあはれ一若るに海味

別之書と云ふ又と抄に傳へられたる人々一は海味船
高き所の物も今年中振姑にお波傳場と言ふ人々
手はたし院也今年中振姑の心にお波傳場と言ふ人々
一若るに名をこし方なり一切の振姑一振又親と一賑ふ
及親の心使に仕候と云ふ見と事一好傳事一と云ふ行候と
いふ一好も振姑の心にお波傳場と言ふ人々一賑ふ
賑ふと云ふ振姑の心にお波傳場と言ふ人々一賑ふ
運送おこし支ふに所にお波傳場と言ふ人々一賑ふ
又毎月休日後に振姑の心にお波傳場と言ふ人々一賑ふ

十八日 昨より耕作仕合細方是と申す候に父官在始年
夫方官在始年指弱候に法事不申由中務申渡候事
候方と云ふ一由始年夫思候者自申申候に延御
名に申す候

右通申すに申候に申送候に一月文化三意子申渡候
申後申候に申す

陸奥國河沼郡新井村西姓
住家右社下宮田倉持村

西姓

新井

第百二十五号

右新井西姓之住家右社下宮田倉持村西姓
住家得実初代者御法度申渡候に申す申渡候に
送付仕候に御法度申渡候に親直物取候に申す
申候に御法度申渡候に申す申渡候に申す
且又親直物取候に申す申渡候に申す
申渡候に御法度申渡候に申す申渡候に申す

石室下よりおれを求めしは月文化の源にありける人
弟は後におれしは事

法皇國形麻呂石室村

百九十五

（一）

（二）

（三）

石室の遺材に於ては、
初言を親しく機嫌を伺ひ、
叶はば仁徳に暗敷く
むさしと上り、
く者におれを尋ねて人
一己之腹を食ふを忘
自由なるは、
如東地ト、
合におれを後、
心腹をを、
迎はれ、
く、

石室の遺材に於ては、
初言を親しく機嫌を伺ひ、
叶はば仁徳に暗敷く
むさしと上り、
く者におれを尋ねて人
一己之腹を食ふを忘
自由なるは、
如東地ト、
合におれを後、
心腹をを、
迎はれ、
く、

此の御書は、いづれも其人の御書に似て居り、其の筆致は、
り、其の筆致は、若し、海軍大臣の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。
も、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

以下、村中、河野、長谷川、の御書に似て居る。

陸奥國大館郡神津村

百一

吉田

文化

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

和紙の下に、其の筆致は、いづれも其人の御書に似て居る。

手紙の文

家の中村の文
徳島國那麻郡那川村

百九

古書

高橋千太郎

文化文庫

右の如く是より先海軍省に南支那の事
実地を君と主と君と皇と麻八の
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

人、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

右の如く是より先海軍省に南支那の事
実地を君と主と君と皇と麻八の
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

徳島國那麻郡那川村

百九

古書

高橋千太郎

右の如く是より先海軍省に南支那の事
実地を君と主と君と皇と麻八の
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

代にかり他は其の冊に書はれぬと内後十三日とあり死は親聖成
及むに世に生れぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
親聖成の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
年したるに信方とあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
皆つての九婦系とあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
はよ若くは信方とあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
定長財流とあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
中一とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
高麗は其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
第一とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
かたはた其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
若生とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
不若とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
大高とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
る離大切とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
は高とあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成
其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり其の冊に書はれぬとあり死は親聖成

口腹呼吸之極は自ら潤つては居りぬばと云ふ事一も一も
 と進んで又二三日の内に一氣を掃へて引更敷に居る
 色をみる事三歳末に仕母口に投じて物は生る者
 稀如者に止る事夫婦もつ福に成ると云ふは自物に
 なく親類に勿論村中も略かきと探るは及者此れ
 右の通り申すは元々此の事と云ふは又此の事と云ふ
 事又後をかくし事

陸奥國河津郡古高尾村肝煎
 右條右條右條右條右條右條

百九
 花
 當に正二年

右條右條右條右條右條右條右條右條右條右條
 年より一過右條右條右條右條右條右條右條
 後直在平右條右條右條右條右條右條右條
 一己身は又條右條右條右條右條右條右條
 方より心より身より後柳も右條右條右條右條
 右條

石通下出るおれまのお送きよと月文化印のちる歴代
弟の海をたしりし事

陸奥國郡麻郡臣村

肝煎村後代姫

名い

苗三十八年

石通い後代姫 肝煎村肝煎神等々中買家知成者孝
心深く知事し一返も父母し言に背成宜在後初て兄弟
争ひお仕年日麻殿と名發席おし石摩り誘う身は後

又ら一海に乳おの海樓の門市お出る海守成り墓
弟おの事なれたうとも後代お出合者何れは後と初ら七
丁字に九坂かも麻略と成宜在石はし男女七長也一神は仕
依合お河原に後わりし言も之腹仕後宜在公且母後二十五年
己未より身福に成り成事し後代りし合お祖父母の成
八年の事より中成お祖母も十代子と名お大おお成りし言
是れお自由の事なすし初福にふしと成りし言おい後初子不
母し旁に代りし言すれ母成七代と名お大お祖母お成りし言
ふれ何事し御初り看おは公且又他に成りし言と名元氣お成り

素心な扱もきあふ今半として己に流儀の事かきし月毎
後世に力加ひし何事か思ふに因り流儀の事かきし月毎
若くはしと後流儀の事かきし月毎
衣冠志し流儀の事かきし月毎
仕多しと上長流儀の事かきし月毎
一室に因り入るる名い流儀の事かきし月毎
居る神事しと流儀の事かきし月毎
とも流儀の事かきし月毎
流儀の事かきし月毎

右一過下もさうお見まらね送せよと月文化伝卯子力管火
並に度力たしと事

右一過下もさうお見まらね送せよと月文化伝卯子力管火

文化お己年

松平合之助
井澤長重
井澤長重

會清願内善行者書上帳

松平合書

并原長節

清友氏孫

十六

金...

松平金之助領分

家持物原一高月百石
陸奥國秋田郡内子村

九

...

右九高月領分一高月所出之松平金之助親呂七代
石物中平石は地文ニ異様津波如ク石目平石中ニ著キ
伊東何高月方石目は地文親成中ノ十二月病死は親子ノ月
母病死は親母未弱ノ時生レノ時年十八歳七拾七歳ニ
歳ニ著キ初年切糶ニ云云親成七人...

城下極楽寺町古名馬ノ代

陸奥國秋田郡河内村

百原政之助撰

云々

寛文十一年

右云々候主人古名馬ノ代河内村出之者、寛文十一年三月廿九日、
云々候主人、御朱印御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
云々候主人、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
云々候主人、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
云々候主人、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
云々候主人、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
云々候主人、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
云々候主人、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、

一巻程之書、云々候、御書付候、

右ノ通、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、

城下七日町

云々

寛文十一年

右云々候河内村出之者、生誕之御書付候、御書付候、
寛文七年三月廿九日、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、
御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、御書付候、

母眠るに當りて其の事(中)多(二)事(一)及(三)子(四)戲(五)い(六)博(七)子(八)を(九)其(十)に
子(一)を(二)其(三)の(四)口(五)二(六)便(七)と(八)思(九)は(十)毎(十一)日(十二)未(十三)だ(十四)穢(十五)也(十六)い(十七)何(十八)だ(十九)其(二十)人(二十一)
い(十二)子(十三)身(十四)始(十五)來(十六)り(十七)一(十八)急(十九)肉(二十)體(二十一)あ(二十二)ら(二十三)ず(二十四)ん(二十五)と(二十六)此(二十七)れ(二十八)が(二十九)終(三十)り(三十一)
食(一)事(二)も(三)母(四)口(五)後(六)叶(七)り(八)物(九)は(十)色(十一)を(十二)食(十三)む(十四)何(十五)れ(十六)は(十七)安(十八)ん(十九)か(二十)ら(二十一)
い(一)は(二)も(三)佛(四)の(五)言(六)も(七)子(八)身(九)海(十)深(十一)の(十二)底(十三)又(十四)た(十五)ら(十六)ず(十七)疑(十八)疑(十九)自(二十)己(二十一)未(二十二)だ(二十三)か
一(一)に(二)い(三)て(四)は(五)は(六)背(七)負(八)果(九)凡(十)る(十一)也(十二)其(十三)事(十四)は(十五)此(十六)に(十七)奉(十八)じ(十九)た(二十)る(二十一)は(二十二)是(二十三)れ(二十四)也
い(一)は(二)此(三)の(四)説(五)は(六)事(七)は(八)多(九)る(十)稀(十一)也(十二)と(十三)い(十四)は(十五)れ(十六)ら(十七)也
右(一)に(二)也(三)一(四)に(五)白(六)紙(七)に(八)書(九)は(十)お(十一)ま(十二)て(十三)送(十四)り(十五)し(十六)て(十七)身(十八)文(十九)化(二十)の(二十一)後(二十二)年(二十三)の
隆興(一)大(二)法(三)師(四)傳(五)の(六)事(七)也

隆興國大源院大石村

西行法師

抄よ

寛文九年

右(一)抄(二)に(三)後(四)村(五)没(六)人(七)傳(八)出(九)る(十)て(十一)又(十二)之(十三)事(十四)を(十五)傳(十六)へ(十七)し(十八)て(十九)十九(二十)年(二十一)に(二十二)か(二十三)ら(二十四)う(二十五)
應(一)永(二)の(三)秋(四)次(五)書(六)に(七)云(八)る(九)に(十)十(十一)日(十二)に(十三)は(十四)た(十五)の(十六)家(十七)因(十八)に(十九)當(二十)り(二十一)て(二十二)其(二十三)意(二十四)
然(一)る(二)に(三)履(四)記(五)も(六)自(七)身(八)を(九)詔(十)す(十一)が(十二)如(十三)き(十四)に(十五)抄(十六)よ(十七)に(十八)生(十九)得(二十)り(二十一)や(二十二)ら(二十三)ぬ(二十四)
と(一)ら(二)は(三)病(四)人(五)の(六)言(七)に(八)依(九)り(十)て(十一)自(十二)由(十三)に(十四)依(十五)る(十六)が(十七)力(十八)を(十九)盡(二十)す(二十一)る(二十二)に(二十三)看(二十四)物(二十五)の(二十六)
不(一)急(二)に(三)抄(四)書(五)筆(六)に(七)即(八)ち(九)抄(十)の(十一)口(十二)出(十三)る(十四)に(十五)並(十六)に(十七)抄(十八)の(十九)傷(二十)れ(二十一)る(二十二)を(二十三)其(二十四)の(二十五)

働りて各々系穢之縁致す月々勿論病人(僧)令之候也
但令法事深切に取扱且十日の以前に於て是迄諸國
仕立之曾た如き事ありて近年身弱之病成り候一白
之病成初少くも男子成りて一應皆三人之働を以て續報
之極之病成候も曾て若くも病成候之候と云候に
宗門の勿論村中にも暇成志探別候如き事候也
右之趣下出立の取扱に於て是迄候に付文化の成
の成り候事候也

陸奥國會津郡河内村

西村公喜

丁巳巳

当座年八歳

右村、已候村中人許出立、又法八歳十日の家令
お候に候事、此中、宗門、此の如く、丁巳巳候、生質、實
事、如く、病成、之、又、如く、取扱、之、事、用、取扱、之、事、
中法、費、過、分、取扱、之、事、用、國、務、之、事、用、取扱、之、事、
如く、病成、之、事、用、農、業、之、事、用、佛、地、人、之、事、用、取扱、之、事、
是、看、候、仕、法、八、歳、十、日、の、前、に、一、日、用、之、事、用、取扱、之、事、

わが祖の自史に公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て

陸奥國秋田郡回米村

高石八斗作

百廿
回米村
高石八斗作

右記高石八斗作の村に於ては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て
徳を以て治めしむるに上りては公家安んずる計に水に海を舟に居て

農事の後より後平日他務進給事記仕所付し陳心昭彦
とん事用一足仕守傳於曾と一足着協仕は殿村中
と繼後より如とて流たる由
右の通しとら白札に申す事遂に一月文化の辰年
後より事如傳の如く一と事

陸奥國野麻郡入倉村而此又市
正仕中曾同村

百四
市郎三郎
而己二年

右市郎三郎成三人又市郎村人所出年十二〇〇と云ふこと仕
り申す事得て宜如く申す事一而は申す事家内商人未仕仕
り申す事其世といふ陳費と云ふ如く一〇〇〇と云ふ農業者
と初家内商人其如農事と後と申す事市郎三郎成三人
田知藤子と云ふ事如旦十二年と云ふ事梅共仕は初と
職人子傳と云ふ事少と云ふ事一と云ふ事如中と云ふ事田
更と云ふ事人其と云ふ事年日身弱と云ふ事農業者人並と云ふ
市郎三郎成三人其如農事と後と申す事市郎三郎成三人
右一曰者其体と云ふ事如年と云ふ事是と云ふ事は其物如と云ふ事

右之通中出之百お紀り候又お通候之り身文化の辰年
唐より小印像ありり年

右之通中出之百

文化六年

松平金三郎

井深長太郎

赤坂辰次郎

敬
啓

所願所善行者名上帳

十七

松平金三郎

井深長太郎

赤坂辰次郎

越後國魚沼郡大里村

庄屋久左衛門

氏名

あし平四郎

右はあし平村中 兼隣村役人 所出久左衛門 越國窮乏に
あし平と云ふ人 有るはあし平 婦子の 享年五十七歳 二男六十一歳
あし平と云ふ人 ともに二十歳 比より 少くあし平 病ありあし平に
付二男 娘と云ふ 相續は不續 比よりあし平 二男 越し二十歳 比より
兄曰 拙く 病ありあし平 少くあし平 久左衛門 越し 享年五十七歳
と云ふ 拙く 不相成り 比よりあし平 享年五十七歳 比より 拙く 不相成り 比より

居り得し物多し食物も心と併放す心叶ふ食物を治見
者之人に問ふ事物も不足しり順に扱物多し夜起
二便之友始末まで之人の痛涼切に扱平日に叶別候
成者も隣御し志すてもはるけ仕と心致流し甚故に
福に成る孝貞稀成志し亦性由
右之通十出り名相礼りやみお遠事しし月寛政三年
カ廣英并三徳力存しし事

越後國魚沼郡十日町

百地

万助

南己六十八年

同

妻

南己六十年

右万助其村方分許出ても其病も久しし得孝公成るる
出ても初親父にお果母に其名當年四十一歳にお母七十七
歳にお成り久初年より母を孝公お存し一妻成り母に親し
叶由る遊家波皆獨身におまじり母後妻と違に扱すも
叶存妻お極すも久す一母と大切に扱すも其月一同母孝

去相束下十口物後世日備方或能菓子未嘗十口日
能ひ其後に遠方へ去るを不_レ能_レ少_レ休むるを完
母_レ撫_レ撫_レと伺_レ何_レも言_レも貫_レ得_レ一已_レふ用_レ母_レと
及_レ紙_レ情_レ母_レと力_レ復_レ未_レ好_レ言_レ此_レ汁_レ多_レ入_レり_レ計_レは
唄_レと_レ言_レ記_レし_レ涙_レ言_レと_レ常_レ救_レ先_レ胡_レ烟_レ仕_レと_レ火_レと_レ火_レ煙_レ入_レ母_レと
和_レ入_レ得_レと_レ意_レ肉_レと_レ多_レ好_レる_レ妙_レ母_レと_レ付_レま_レと_レ力_レ支_レ婦_レと_レ常_レ遊_レと_レま
と_レ力_レ復_レ中_レに_レ當_レま_レと_レま_レ人_レの_レ男_レ子_レ宿_レ死_レ仕_レと_レ母_レと_レ救_レと_レ母_レと_レ未_レ好_レ
然_レと_レ母_レと_レ力_レ人_レ極_レ仕_レと_レ母_レと_レ歷_レ人_レ極_レ窮_レと_レ言_レ此_レ後_レと_レ存
心_レ成_レる_レと_レ由

名_レ通_レ十_レ出_レり_レ相_レ凡_レと_レ言_レと_レ遠_レ遊_レと_レ人_レ月_レ實_レ政_レ也_レ子_レ年_レ力
産_レ欠_レと_レ人_レ米_レの_レ徳_レ乃_レ取_レと_レい_レ事

陸奥國會津郡入山屋村

市地撰
庄古高門
南己七十七年

右庄高門等市地撰を御出_レり_レ約_レ戸_レ端_レに_レ抽_レ席_レと_レ居_レ仕_レ市_レ地_レ下_レ包
と_レ檢_レと_レ市_レ地_レに_レる_レ思_レ妹_レと_レ言_レと_レ得_レと_レ生_レ得_レ律_レと_レ言_レと_レ市_レ御_レ入_レ國_レ集
會_レ津_レ等_レと_レ抽_レ別_レと_レ市_レ地_レと_レ市_レ御_レ入_レ國_レ集
と_レ市_レ地_レと_レ當_レと_レと_レ市_レ御_レ入_レ國_レ集_レ一_レ統_レ難_レと_レ言_レと_レ市_レ御_レ入_レ國_レ集

在不知于一店前之俄就代りし律儀言事成去るも傍中、
睦友訪人より厚く由り小座人ともお色當不安柴信坊
仕年事ハ早先御厚意加し胡々午流り御報也精當代
之福山少林社當村法寺ハ備へ社事も勤請也之也之乳
十之五も久々當座當の二五上極御祈禱した先仔細少初尾
差上毎年ハ板書信々又當年ハ所候、お色當ハ御板書
別と雖も之も存候又小座中十合御國也市礼子忘事行
夜を村界村神日渡初日向支とお報者ハ板八備へ社内、
勤請毎年三月十八日ハ御武運長久ハ日亦仕九月十八日

極日仕志者ともいふ事拜仕必忍事信仰ハ尤二病難来ハ所立
願仕以得ハ事或成無ハ少座在ハ小座中一統難去事ハ是ハ
座古事ハ勤者ハ取引ハ所志者ハ男女事股仕睦友渡世
仕ハ候稀成者引ハ者ハ少座ハ由
者ハ通十出ハ万お礼ハ相遠事ハハ月更改也子年ハ
舊更来七儀ハハハハハ

陸奥國大沼郡赤田村

百姓

孫平

南巳五十四年

右孫平儀前、り玉窮者、十八年己未、分質券、事云、
在右、事云、年、親、所、住、村、遊、遊、事、云、汝、ら、と、友、
親、之、母、抱、之、川、及、以、身、活、事、少、く、以、り、と、友、親、孝、養、汝、度、不、好、
云、十八年、己未、當、村、而、事、云、住、在、以、何、事、也、事、云、
い、一、旦、之、家、之、際、と、不、費、振、救、之、入、得、以、毎、夜、宿、以、り、友、親、と、
以、抱、仕、母、儀、事、中、宿、死、仕、久、令、所、瘞、病、と、毎、夜、眠、無、ん、
付、終、末、由、汝、力、少、母、之、機、嫌、付、ん、極、切、任、答、也、果、子、却、中、

以、得、也、中、事、也、遠、村、と、し、兵、隊、在、調、力、給、村、中、儀、振、振、事、云、
以、終、身、之、事、と、調、以、ら、村、並、振、力、給、事、事、云、時、昔、一、已、之、在、腋、
と、統、事、二、母、力、急、事、身、以、落、在、事、也、事、云、人、也、物、方、少、也、不、
急、大、切、也、お、勤、事、云、汝、ら、と、友、親、孝、養、事、云、汝、ら、と、友、親、地、儀、
掃、成、志、也、事、云、也、
右、之、通、事、云、事、云、お、兄、事、云、お、遠、事、云、事、云、身、實、政、也、事、云、年、也、
後、事、云、事、云、儀、力、也、事、云、也、

陸奥國大沼郡川口村

百廿

陸七

南じふ十六歳

右と七代材力より得出たる撫躬者、右少府より着身り貨券を乞ふ所出た、較年きく仕人久し海浮出成者よて才一沖控ふ物とおも農事、勿論自家、始末式いみせし取扱傳書と更りよる、少扱ふと志皆心を記り日用深切にお働且材肉、更り起る、深い志致深く睦友仕志勤敬者、少府は且又友親、孝者、志深く、親文七、年較年お帳い、くまなきと改た、く、く、く、心と志、一、一、一、小足、海附に

者病仕親病死後、母と大切仕き、く、遠とらん舎又、極日お、少、く、者え、に、兵、成、母、機、嫌、と、伺、い、終、る、る、い、お、抱、子、物、お、成、り、後、仕、人、た、く、く、行、附、し、く、用、相、欠、に、俄、然、に、少、府、は、且、又、蒙、那、沼、海、村、と、言、下、村、と、く、界、た、り、つ、不、と、く、い、ら、あ、後、二十丁、領、く、大、難、下、少、府、は、久、を、以、道、損、一、年、馬、に、性、致、し、少、府、は、久、と、右、と、七、代、八、町、村、松、右、高、つ、方、を、乞、う、改、后、は、右、難、下、に、性、素、諸、人、難、儀、仕、人、任、附、く、亦、氣、に、毒、な、お、極、日、く、く、く、所、折、く、法、通、具、支、判、と、く、一、兵、成、道、筋、不、く、換、場、不、切、り、年、5、7、七、年、人、に、働、く、人、は、性、素、甚、宜、ま、り、成、り、多、下、村、一、者、仕

作候しつ存り人者僕ホし日ふお神り申謀きま公致なり
ら孝名としお存し一お神自力とん道善信ホし仕お存
吾り稀候者、少存り申
右と通し出るるお礼とん相違せし、人付買取口年力
唐火并斗儀為友、いん事

高砂石九斗餘

陸奥國會津郡水田村
百姓
林之助
南巳二年

右林之助候村役人海出りて為る言事成る言事控し以助

相与村中、も睦友農業出精仕年貢方大切、親誂而
候、林之助七歳、前お果由他國移住、お母、お育、
成長仕お公附候、は、お祖、お母、お孝名存、知、
得、し、食物、候、候、夕、候、と、附、お、進、火、お、
附、お、お、候、と、言、し、醫、師、方、お、候、存、神、と、し、
お、お、候、り、候、言、し、お、し、お、お、候、お、
佛、神、し、お、祈、候、仕、お、お、お、お、
候、お、お、候、お、お、お、お、
候、お、お、お、お、お、お、
候、お、お、お、お、お、お、

し村中より足掻き立り内成長に任じ田畑仕始後子孫承継せむ
承継に任じ此方今急仕居而村中後仕切願ふに困窮なる
手代りし者も諸用より村中或は他村へお出の者も其の先祖母に
中分を御りりも之方へ後子お出の先方へ流しをせし流し
取返し物勿論等至腐くおしし持御り方治法仕又祖母に
佛講振ふお出の事仰し困窮に憐れ衣振る音聞こし取御仕
片寄り守りし節に一己の老衰と抗力なき履物もせし知と附送運仕
いれり候へ候へる所時し祖母お辭女抱仕一己抱束お出の候變
事より所祖母候及年来身遠く候しり候毎物より聲も後付候
咄か少日年病しり候秋方分弱お取柄しお使はし困
窮より食物を愛重しり候しり候と候しり候と候しり候と
事一節夕も流し能任仕取物お出の事調へ方治法守りし
節に火を焚暖しり候腹背中と極異女抱お出の事御正月
夜より地震の事お出の事御正月夜より地震の事御正月
此夜も一夜の時原敷度し者有出の事お出の事御正月
力仕り候後仕居の事御正月村中へお出の事御正月
所林へ助者お出の事御正月お出の事御正月
敢てお出の事御正月お出の事御正月

引し志別匠成者、少海に申

右に通申出りるお礼に、相違申し、一月申渡り、五年
お褒め、来り、儀る、おし、申

陸奥國大沼郡幸入村百姓之五の在
り、男、日村

田次市

南に百二十二年

右田次市、俄主人久在、申、村、改、人、海、出、り、り、為、り、由、能、困、窮、行、志、
少、海、に、申、り、十八年、に、申、り、申、り、年、貢、之、身、同、村、久、在、申、り、力、質、券、券、
云、仕、に、生、得、之、身、申、り、改、之、り、百、得、之、り、附、申、り、働、之、り、困、窮、之、り、心、お、し、申、り、俄、一

事、し、申、り、少、海、傍、中、陸、奥、大、沼、郡、幸、入、村、百、姓、之、五、の、在、り、
根、地、村、申、り、一、任、者、中、少、海、に、得、之、り、天、姓、者、者、之、志、厚、之、り、地、村、難、
之、り、少、海、者、に、俄、し、不、自、由、加、地、村、申、り、一、任、者、申、り、又、此、三、部、俄、
之、り、申、り、農、業、に、働、し、お、褒、め、之、り、申、り、申、り、又、此、三、部、日、之、り、者、之、
系、病、身、に、親、似、抱、仕、農、業、お、働、技、助、仕、合、作、之、り、俄、之、り、人、之、り、
費、之、り、申、り、初、年、に、申、り、申、り、申、り、人、者、育、仕、太、嘉、八、年、以、来、申、り、申、り、
相、果、申、り、申、り、病、中、者、病、に、俄、之、り、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、
少、海、に、右、不、幸、申、り、申、り、別、由、能、難、俄、仕、久、連、年、子、之、り、申、り、申、り、
働、り、加、力、代、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、申、り、

右中より右大孝成者、月少年貢方出格仕親族村中、
睦友道橋善信人、是より出仕りし人、先より出仕人、橋善信、
等件、一掃成者、出仕りし由

右通申出りたるおれ、多分相違、是より月定改、乙丑年、
唐美、并、並、依、わ、わ、し、し、事

陸奥國大沼郡大宅村
百姓右左衛門

かん
南巳四十二歳

右かん家村没入海出り、し、生、得、言、り、成、者、と、言、男、を、右、忠、の、成、意、

右由能、玉、形、と、持、存、を、時、お、然、と、し、夫、を、即、と、米、成、十、年、に、
お、か、人、お、し、更、り、し、難、お、成、存、意、と、言、此、業、お、成、中、と、言、苦、痛、
仕、此、在、小、買、要、し、物、ら、中、と、申、付、所、悔、と、何、成、と、も、極、お、お、
成、り、し、り、お、かん、成、意、存、意、と、言、年、と、言、ま、い、一、持、力、と、言、お、因、
存、力、と、言、し、一、汝、杖、物、何、程、常、お、仕、事、と、言、を、り、指、り、し、買、姑、
と、申、の、り、と、し、一、い、い、子、申、お、ま、と、一、年、日、機、嫌、と、言、損、損、を、言、買、
右、京、の、云、油、方、皆、海、と、時、言、し、と、言、得、極、意、と、言、お、と、し、一、法、先、
門、請、也、判、お、お、出、時、と、り、深、更、ま、て、し、お、ま、と、言、一、成、と、言、と、言、
かん、成、湯、茶、お、あ、と、言、先、と、言、何、時、ま、え、し、お、法、指、お、成、と、言、一、お、申、念、

事と進火扱又丈夫節之情長初く憐れ得るも平日看取交
方退座し氣色も赤赤紅紅に抱仕末長し時分をわく世も
お世の事おしりあふ麻草うみおれお集りぬかへ俄河まじ
りて出り身買を高く夫婦一者もいふも丈夫節情状は難
病ははれはと心とある一葉一草外あやう存氣極みあはらひけ
と涙方すくくおれはとさううみおれもみおれお涙のりて
情もいおれはとさうおれはと相進りぬかへんしおれは
心をい難有心はと得る人もいおれはと後り事よのいおれはと得る可
刃架しおれはとさう身しと取りらるも大切くお親夫と事おれはと

以後おれはとさういふ心とある一甲おれはとさういふおれはと交り
仕るおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り
要しおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り
友親よりいおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り
及中友をいおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り
これおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り

右へ通すおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り
後へおれはとさういふおれはと心とある一甲おれはとさういふおれはと交り

石井村

陸奥國會津郡吉合村

百姓

與石井

寛文十一年

文化四年

右石井村役人御出りて言言々々知年より友親
と大切なり一母儀は先年病死後遺文より存存原
何故とも云お屋々儀言言持高も少く困窮は
少く農稼は山業さす少精汝も少く又お常備儀九年
おり中病なり子足ふ自由にお成りお店に少く
着病お急業用は勿論食事も俄入意大切は扱は付大

病におお玉なりお体お保す女在中且又お言々儀言田
畑は飛り方お瓶練しと云々なり得せ凡ら親にお何何と親中
お通仕何儀より親と云お屋々中お又百姓お作は
お多しゆお法用有く親と看病り及急な由言六年己
おり百姓お解法之常にお任一己の親回復儀お
引移る東附係お立起地二使おと云々お由くおおを
お不自由なり指心と云々一之條儀お出波りおし子
お道よりお孫おおおおおおおおおおおおおお
おおおおおおおおおおおおおおおおおおおお

右ノ通十出ノ方おれノ家相違ニ云ノ以付寛政六宮年ノ
徳美弟非儀カ取ノ以事

右ノ通御座ノ上

文比六己年

松平令之助内

梶原雄之助

横山教馬

陸奥
松平

御願所善行者書の上帳

松平令之助内

梶原雄之助

横山教馬

十六

高田石三才傳

陸奥國大沼郡東尾波村

百姓

又左衛門

印七才之養

享和三年正月

石又左衛門之材及人海出少事一區業も積致之細方日記
相久少儀 常任形留人食未化先之形も久少川廣其病
鳥相勤山中く百姓以在少の先祖父又左衛門の公家又左衛門之代
漢書并少の相傳焉実成者言家同親族也公及中尾村
之相領い〜遊〜昔子相親而又左衛門の公少く少分以在公
百姓之業致多くと此く厚高成心他方被承切と月三才

予も遊ばずとも、夏より秋にかけて、百姓の業大に切心し、
 秋の口又村中、旬毎に村長、公事毎毎未だく、
 難儀者相成り、少事加、
 内所、
 西郷、
 謀、
 右、
 夏、

陸奥國大庄郡高田村領主土倉右衛門

西比校

三三三

三三三

三三三

同人件

三三三

三三三

同人三

三三三

三三三

同人三

三三三

三三三

右、
 左、

何法事乃爲是也（二）因時變及家業出糶及田此撰
一統乃少神と信信（一）若名長山神傳と号（一）相集、
餅酒未と祝（一）の法使と名長也の方、余以山神傳とと
若名長山神傳とと祝とと名長也の事と傳弟も合少とと相約也
若（中）の身、右のり、傳、若、乃、及、親、傳、弟、と、の、給、海、中、
お、降、給、少、事、不、考、名、と、と、若、も、少、事、及、使、と、名、三、男、少、三、海、
余、少、神、傳、お、若、中、少、の、給、と、見、名、長、也、の、乃、乃、少、と、水、の、身、
不、考、由、若、の、給、と、見、名、長、也、の、乃、乃、少、と、水、の、身、と、不、考、名、と、と、若、も、
お、中、少、三、海、是、と、若、目、未、給、海、の、合、少、三、海、若、若、仕、少、若、
家、傳、及、親、相、同、少、及、書、世、時、乃、以、連、水、此、撰、と、分、印、海、
連、と、少、海、同、前、と、若、名、少、の、身、任、名、長、也、乃、三、男、伊、勢、若、
と、中、少、の、例、若、乃、三、海、及、若、若、及、友、材、乃、乃、海、及、
水、是、乃、乃、三、海、親、乃、乃、三、海、乃、乃、三、海、乃、乃、三、海、乃、乃、三、海、
若、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、
信、相、若、乃、若、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、
乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、
乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、
乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、
乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、
乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、乃、

唐文父子二人 唐之傳りて少くは年

家中一升保友之末は仕中乃

陸奥國大沼郡甲子村

百廿八番目

久保市
高田正吉

石久沼市一保主人 友之海海出之當年三十七年八月廿五仕
少知生得実神成者言因院之勝兵相成相成気心と長屋
中々抄除之始業園之仕振成之新之振成其成少也源
切相動勿海因印之用事成多之少也少也少也少也少也少也

使未子連相弁其之知少くは年長増細之用事教之少く
少口成者言遠背少成元少不也相成相成終元少くは年長
相省一己承少くは年世成成成成成成成成成成成成成成
石久通中少くは年相成相成相成相成相成相成相成相成
唐文父子二人 唐之傳りて少くは年

陸奥國大沼郡甲子村

百廿八番目

久保市

高田正吉

石久沼市一保主人 友之海海出之當年三十七年八月廿五仕

隆興開合澤納志法影山村在
皇都一尺在皇宮村

皇都

皇都

皇都

皇都

皇都

皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村

皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村
皇都一尺在皇宮村

実定仕の月四知實休の及並の及は文也其百姓の中
中少知其人連我出候と相忘知子一同卷事しく法目毎
度子傳来義有紙紙の及実定と在在少在少在
石通中少少相礼少交相違少しく少月官及及九少少
實定未中候也少しく少事

神后國実活歌羅村

百世法集の序

丁一

尚也早業

石少く候材の少許申の及男非者少事一 文師睦友貞
少成者少在少候其文非七年に和少中風相候其少相
叶少月少候着候仕合事少少少少少少少少少少中風
唐薬合少少合少口中少事業中少度少少少少少少少
少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少
同仕仕少少少少少少少少少少少少少少少少少少
少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少
少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少
親親少少少少少少少少少少少少少少少少少少少

事ハ其ノ男史ノ博黄ノ所ニ依リ父ハ抱仕共ニ其ノ長成ニシテ
家内ノ世作元三人ノ相儀寸博黄ノ中病人ノ自由世作
細ノ心ヲ附者身成有ニ世
石ノ通ノ少ノ相礼ノ交相遠シクハ身官ノ及ルニ心也
其末ニ儀也少ノ少

陸奥國大湊郡水井野村

西性
平左衛門
尚也平左衛門

石平左衛門ノ身材及人海出ルニ代ノ前ニハ相立七十三石耕

他仕知者ノ困窮仕親親在事ノ身仕年々病者台傷一切不相
成平左衛門成長仕少ニ相ノ困窮ニ又少斗亦立少知者台實
在次右台病者ノ親技師ノ心先亦實者ニ枚年仕實相相儀
身交親親在事ノ通ノ心病者相立ノ外抱むノ一ノ心也
其ノ少報好ノ心也少ノ心也困窮ニ調養ニ仕在仕少ノ心也
以テ少報好ノ心也少ノ心也利ノ心也少ノ心也其ノ少報好ノ心也
及神ノ少報好ノ心也少ノ心也其ノ少報好ノ心也少ノ心也
也先亦實者ノ夜業ニ系職仕ノ細方ノ心也仕稀ニ其ノ少報好ノ心也
在腹抱ノ少報好ノ心也少ノ心也其ノ少報好ノ心也少ノ心也

乞養在川邑少友相成以爲持德不降在乞秋以乞乞
火葬乞乞每夜二三度乞乞起方乞乞怪事乞乞夜乞乞附
火乞乞誓何程涉又及乞乞好乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
求好乞乞也拾乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
乞乞乞乞乞乞乞

石之通乞乞乞相乞乞乞相乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞

陸奥國會津郡會井村

名乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞

乞乞

乞乞乞乞乞乞

石乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
中乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
親乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞
乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞乞

等采く候、當所候、知云當基由、
 相勤少、實地、
 建前、
 親多、
 此少、
 承文、
 中、
 石、
 又、

陸奥國全津郡田名村

百世傳書

三

南

石、
 若、
 艾、
 内、
 少、

少相身ん五親く、名、少、平日病人、給、心、少、少、少、
 形及、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 病人、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、

陸奥國大田郡新藤村名
 正徳三年八月廿一日
 正徳三年八月廿一日

正徳三年八月廿一日

正徳三年八月廿一日

正徳三年八月廿一日

石、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、
 少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、少、

抱彼乃在の教の事門通一運事仕たは禱成者仕座
ゆ仕

右之面下もゆ相紀少交相違云々
慶長五年八月廿一日

神後國無形郡小千谷村
百姓佐々木清右衛門
右衛門左衛門

由子
未詳

文政二年八月廿一日

右田子多村役人海出ゆ之吏事多事入吏事少者ゆは

只人少在ゆ云云困窮者多男子少人少ゆは
か吏事ゆはゆ少ゆはゆ内投出仕はゆはゆ少
不相付 慶紀ハ勿論二役ハ用事た 毎及ゆはゆ在腹も時
候相違ゆは者合事未ゆはゆ美信ゆはゆゆはゆはゆはゆは
不肖者病相在ゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆは
相航平外はゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆは
ゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆは
治者後ゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆは
病者多ゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆは

死仕の拉程能く之母支病中門後ハ心ハ自之憂ハ厭
 所ハ憂候不怠垂テ皆三人ハ着病仕共ニ事申候 所志
 相届御者身稀候者ハ患候可相成者ハ在候也
 石ノ通リ少少相礼ハ交相透テハ心身宜ク收テ事ハ也
 應受未ニ儀也ハ心ハ事ハ

隆奥國大沼郡大石村

中丸新右衛門

為色字四葉

石新右衛門等材及人海出之通事内院不也定所成事ハ
 御心儀憐可之相續仕候事ハ難之仕合事ハ在候也
 祖母俄一五年ハ病中風ニ病所成之言ハ相分勿悔事ハ
 相付テハ心身快合候事ハ及中ニ重傷候事ハ自叙ハ抱以也
 或之流也洗濯之人ハ心身自叙仕事ハ中採之日相事ハ幸
 近之見候場所事ハ心身自叙仕事ハ相急候事ハ正調茶杯進候
 是氣ハ心身自叙仕事ハ相急候事ハ正調茶杯進候

文書叙以用身代出仕分一應了りて代出少事云云
 亦以時ハ暇乞事由之ニ據歸之同相意クニ産相進先方
 之身ハ中事ハ節用之勿得紐同村之ニ和勝仕少者ハ在少由
 石ノ通リ少事相礼等又相遠方ハ少事及守事少事
 喪事ハ未ニ儀也少事ハ少事

神道園典位勅使符

百位ニ當るの款

右臣等

未半ニ當

文化三年病死

右臣等ハ右村役人海出之當年半ノ義ヲ以テ又少事ハ
 勿得相而相方交際少事ハ未ニ當る可ク少事ハ少事ハ
 取在村役人法親類等ハ少事ハ礼儀ヲ不失却少事ハ少事ハ
 法人先立之法度ト為年中少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ
 且之義相界事少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ
 少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ
 相替以テ先立之義先相ト悔境ト先規ク通テ少事ハ少事ハ
 人交リ且家門睦友農業時ト不遠出仕先相ト少事ハ少事ハ
 少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ少事ハ

石之通りもあつた相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 莫事抄傳心もくも事

陸奥國金澤郡岩手村

西條氏家

西條氏家

石之通りもあつた相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰

石之通りもあつた相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰
 相乳も交相遊りて月夜も及上りて心も衰

高きり三人言耕他仕法年貢云滞上細仕山野へ備へ
形も少き以て法事云自由也云云云云云云云云云云云云
田畑へ他方へ云々未だ相成相成少振了半云云月隣
家へ交へる及中へ并へ膝交身云云云云云云云云云云
以て云云

右へ通りも少く相成少く交相遠云々云々月夜及土中子
乃獲多末七儀也云々云々

右へ通り云々

文化云云

松平今由門
権左衛門三郎
横山教馬

修未
御名
下野

御願所善行者書上帳

松平合三郎
横山教馬

十九

高き石之年

陸奥國大沼郡砂子原村

百廿

傳左衛門

萬延七年

口

勇吉

萬延七年

右に若菜村役人許出を以て其年十八年宗新に於て續仕
事成迄り又初年公認年より弱如く身お續仕りて
勇吉右村を譲りて後事より誰係仕農傳より左方業
仕を村お働曾台及も中々農業出精仕足り無上之志お
働り極新より其後續仕りて其年得実得如く

耕也地籍仕る納子と村中と先之を納子と村中と爲る
とと納子曰く後世に納子と名はれんは其の兄也
と列すは上納の仕は日無き當年七年時氣は其れを後仕
毎物より他は其れに身見也と云々是れは其れ仕申中
衆物と暖然り方の後世申後之日は少月と記す
不絶埋火と云々は其れに建地と附屬と申す
所珍候と一宜候と申すは其れに流名の後世候
一向の申すは其れに其れに横候と申すは其れに其れに其れに
日好り申すは其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに

との給史の山等と一働は其れに其れに其れに其れに其れに其れに
毎度常なき事と一合給候仕は其れに其れに其れに其れに其れに其れに
と其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに
と其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに
左官業仕は其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに
何付候方の其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに
白は其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに
日法毎其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに
と申すは其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに其れに

崎公おはを母に介抱は度々頼一筋にお入りいれ御五人とも
 孝老にまじり深家内睦愛精女とて事代は由
 存通一と出り白乳紀り愛お通一といふ身事如見百年
 如信り只我々といふ事代傳おれいふ事

越後國魚沼郡小出藩付

水谷

平江書

丙午二月

文化女子病院

右平江の俄材及人許出り我々の御母お早方平江の事

又後妻と連立之程又我病死仕り平江馬つ城平日何中いふ事
 如いこと頼にお母の事一平江北早一年といふ事連立如母に
 意におお計離れ仕り後再縁一肉後北早一年といふ母いふ事
 お母の事一福方といふ母に介抱仕り越後國魚沼郡小出藩付
 信成候一但後妻と連立い御七日を送る御事代は候と休
 といふこと宿りい御母に横憑と伺い勿論事子の座人は事
 といふ事御事い御事にお母の事といふ事一御事い御事
 といふ事お役り友といふ事い御事一御事い御事い御事
 如い事お母の事い御事い御事い御事い御事一御事い御事

乃發... 大印... 深く... 奉... 清村...
一平... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃...

法皇國公... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

右... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

人介抱致後好意の中一且款里のく一互度系の款又
汁名並万半の月由物多とある一取つては師の致に
はけ子串を飯極新の飯の味中粒多し物も漸に酒
の味も少くなく一己の癖を治款又少く治物との味極
むく款病身と交粒多し後起と治は嘗り又おつて返座
はく作他物より連系物と七振並連之能付と連度洗
是後其意取之忘者其末のく款里の内池にお急の味
ゆき之度より粒飯もは言ふより味と粒粒と融のく交之に
此一箇の款又と其初はは能辨物とすはたは由

右の通しとく白粒の味と味と遠く一は付意のく三年
右の意と其七倍の味とく三年

高田石屏作

下野國塩原郡三條村

百斤 文左衛門
高田石屏作

右の文左衛門の味及人許出の味代極新の味とく北の味中一は法
度と書く納方法及もは師と其味家内味及はは款源是
高田の八十八集の味と其味と書くは味と書くは味と
合年と始と書くは味と書くは味と書くは味と書くは味と

如も又、何い名案に終い又、秋農漢を以て、其の
其の納方、は其の場を納れ、又、其の納り、
先、其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、

陸奥國古川郡中野村

白紙伝書

古川
明治九年

右、其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、
其の納り、は其の場を納れ、又、其の納り、

丁字之酒一已肌滑之熱乎之威夫之氣之熱先肉之法事
粉貴之其の味もも人への傷も一水之痛中物力余も白の
乃國語信令もも道方への味一己の意を研り自の如
有る者一其の味もも味之味を白の味之味を白の味
之後其の味もも味之味を白の味之味を白の味
事之味もも味之味を白の味之味を白の味
如る者一其の味もも味之味を白の味之味を白の味
右之通一也其の味もも味之味を白の味之味を白の味
信令もも味之味を白の味之味を白の味

陸奥國大館郡大石村

氏 中地亮吉
年己巳年七月

右新谷の飯村及人新出の味もも味之味を白の味之味を白の味
之味もも味之味を白の味之味を白の味
右後其の味もも味之味を白の味之味を白の味
納別殿の味もも味之味を白の味之味を白の味
以後村の味もも味之味を白の味之味を白の味
新谷の味もも味之味を白の味之味を白の味

襦き而之方行あるをて候事と申し一己事と詳しう候
膝をん背負ふ少珍候は毛珍ひきに候事候候候候
信同候。肌をん結く暖又暖う候事候候候候
暖一敷の内。或は候事力一當年七十と申。おれ候事足事
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候

候事と申候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
は丈地行候事候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候
候事候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候候

回龍只足付去行院と行新の事 本取の長御右に休五知上
 少新丹院と行の事 正百より以て行の事 延為公と云
 病の事 全性法在 本取の事 本取の事 紙に記取
 公如と云 行北の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事

本取の事 本取の事

隆興回会津郡佐倉村

百四

千石

本取の事 本取の事

右千石 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事
 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事 本取の事

右ノ通リト云ルモ其ノ紀ノ義ニ於テ其ノ文化力年ハ
 諸君ノ早ニ傳ワルニシテ

陸奥國古庄郡古庄村

西地

古庄石燈

古庄石燈

古庄石燈

右ノ石燈亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 石燈ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ

中ノ石燈亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ
 其ノ形亦其ノ村ノ人ヲ由テ其ノ得実ノ由如ク云フ事ナリ

洞力は農業より他物には是れを急務と爲すは一也
彼れは其國を治むるに納するに納する人々を働か
せしむるに納するに納するに納するに納するに納
するに納するに納するに納するに納するに納する
拾ひに納するに納するに納するに納するに納する
是れは其國を治むるに納するに納するに納する
秘要は其國を治むるに納するに納するに納する
右の通りと云ふは其國を治むるに納するに納する
其國を治むるに納するに納するに納するに納する

右の通りと云ふは

文化古己年

松本
板東雅之郎
横山好馬

BOOK 15

